

第 6 回

熊本県議会

決算特別委員会会議記録

令和 4 年 10 月 28 日

(令和 3 年度決算)

(企業局・病院局・警察本部・出納局・各種委員会等)

閉 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第 6 回 熊本県議会 決算特別委員会会議記録

令和4年10月28日（金曜日）

午前9時58分開議
 午前10時59分休憩
 午前11時8分開議
 午後0時0分休憩
 午後0時57分開議
 午後1時37分休憩
 午後1時44分開議
 午後2時4分閉会

本日の会議に付した事件

- 議案第39号 令和3年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第42号 令和3年度熊本県収入証紙特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第55号 令和3年度熊本県病院事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 議案第56号 令和3年度熊本県電気事業会計決算の認定について
- 議案第57号 令和3年度熊本県工業用水道事業会計決算の認定について
- 議案第58号 令和3年度熊本県有料駐車場事業会計利益の処分及び決算の認定について

出席委員(11人)

- 委員長 山口 裕
- 副委員長 緒方 勇二
- 委員 前川 收
- 委員 藤川 隆夫
- 委員 坂田 孝志
- 委員 岩田 智子
- 委員 中村 亮彦
- 委員 坂梨 剛昭
- 委員 前田 敬介
- 委員 南部 隼平
- 委員 堤 泰之

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

企業局

- 局長 竹田 尚史
- 総務経営課長 亀丸 明弘
- 工務課長 伊藤 健二
- 発電総合管理所長 福本 政洋

病院局

- 病院事業管理者 渡辺 克淑
- 院長 濱元 純一
- 総務経営課長 川上 竜也
- 看護部長 平田 孝治

警察本部

- 本部長 山口 寛峰
- 警務部長 清水 稔和
- 生活安全部長 高光 純司
- 刑事部長 開田 哲生
- 交通部長 西村 博
- 警備部長 小川 光一郎
- 首席監察官 松永 透
- 参事官兼総務課長 田中 弘哉
- 参事官兼警務課長 竹口 光二郎
- 参事官

兼生活安全企画課長 田尻 正浩

参事官兼地域課長 田元 雅文

参事官兼刑事企画課長 井野 新輝

参事官(組織犯罪対策) 前田 嘉輝

参事官

兼運転免許センター長 竹内 英樹

参事官兼警備第一課長 松村 英志

参事官

(警備・災害対策) 八木 世志一

理事官兼会計課長 合瀬 勝彦

理事官兼情報管理課長 中山 博之

サイバー犯罪対策課長 古城 大一

交通指導課長 山浦 隆之

交通規制課長 堤 信二

運転免許課長 谷 崎 英 樹
 出納局
 会計管理者兼出納局長 野 尾 晴一朗
 会計課長 杉 本 良 一
 管理調達課長 枝 國 智 一
 人事委員会事務局
 局 長 西 尾 浩 明
 公務員課長 永 野 茂
 監査委員・同事務局
 監査委員 藤 井 一 恵
 局 長 西 浦 一 義
 首席審議員兼監査監 市 川 弘 人
 労働委員会事務局
 局 長 吉 野 昇 治
 審査調整課長 舟 津 紀 明
 議会事務局
 局 長 手 島 伸 介
 次長兼総務課長 村 田 竜 二
 議事課長 富 田 博 英
 政務調査課長 福 田 博 文

事務局職員出席者
 議事課課長補佐 松 本 淳 一
 議事課主幹 平 江 正 博
 議事課主幹 泗 水 靖 希

午前9時58分開議

○山口裕委員長 ただいまから、第6回決算特別委員会を開会いたします。

本日は、午前企業局、病院局の審査を行い、午後から警察本部、出納局及び各種委員会等の審査を行うこととしております。

これより企業局の審査を行います。

まず、執行部の説明を求めた後に質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるため、着座のままで簡潔にお願いします。

それでは、企業局長から、決算概要の総括説明をお願いします。

○竹田企業局長 企業局でございます。

まず、前年度の決算特別委員会報告における施策推進上改善または検討を要する事項等は、企業局にはございませんでした。

それでは、企業局が実施しております電気事業、工業用水道事業、有料駐車場事業の3事業会計の令和3年度決算の概要について御説明申し上げます。

まず、電気事業会計でございます。

総収益10億700万円余に対し、総費用は16億2,100万円余で、差引き6億1,300万円余の純損失となっております。

この主な原因は、リニューアル工事により、主力となる緑川第一、第二発電所が停止していたことに加え、市房第一発電所の故障による発電機の停止及び降水量が5月と8月を除いて例年に比べ少なかったことにより、事業収益の柱となる供給発電量が大幅に減少したためです。

次に、工業用水道事業会計でございます。

3つの工業用水道事業合計で、総収益10億4,500万円余に対し、総費用は11億7,600万円余で、差引き1億3,000万円余の純損失となっております。

施設別では、苓北では純利益を確保しましたが、有明、八代につきましては、受水企業数が前年度と比べ増加したことに伴い、契約水量、基本使用水量ともに増加したものの、純損失を計上しております。

なお、有明、八代につきましては、令和3年度からコンセッション方式を導入しており、今後も民間のノウハウを生かした効率的な運営を図るとともに、運営事業者と一緒に工業用水道の需要拡大に努めてまいります。

最後に、有料駐車場事業会計でございますが、総収益1億円余に対し、総費用は6,800万円余で、差引き3,200万円余の純利益となっております。

一昨年度に引き続きコロナ禍の影響を受け、令和3年度の駐車場の利用台数は伸び悩

みとなりましたが、昨年度は、電気自動車用充電施設の増設等、利用者サービスの向上にも取り組んでいるところです。

今後、駐車場の利用については、広報等を活用し、指定管理者と連携を図り、さらなる増加に努めてまいります。

以上が決算の概要ですが、詳細につきましては、この後、総務経営課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○山口裕委員長 次に、監査委員から、決算審査意見の概要説明をお願いします。

○藤井監査委員 お手元の白い冊子、令和3年度決算審査意見書をお願いいたします。

1ページをお願いします。

下段の第2、審査結果についてですが、3つの事業会計の決算諸表は、経営成績及び財政状態をおおむね適正に表示しているものと認められました。

以下、事業会計ごとに経営の状況を記載しておりますが、企業局の説明と重複しますので割愛させていただきまして、飛びますが、26ページをお願いいたします。

ここに審査意見をまとめてございます。

まず、1、電気事業会計でございます。

令和3年度決算は、昨年度に続き赤字となっておりますが、これは、先ほどの説明のとおり、市房第一発電所の発電停止や例年に比べて降水量が少なかったことによる電力料収入の大幅な減少が主な要因でございます。

なお、昨年度は、知事部局が取り組む各種施策への支援のため、内部留保資金から一般会計に3億円が繰り出されております。

また、今年度までは、緑川第一、第二発電所のリニューアル工事による発電停止の影響により、電力料収入の増加が見込まれないことから、引き続き経費節減と効率的な工事の実施、施設の安定稼働による収入確保に取り

組むことが求められます。

次に、第2番目、工業用水道事業会計でございます。

有明工業用水道事業は、竜門ダム関連費用の負担が大きく、令和3年度決算においても1億4,000万円の経常損失を計上しています。工業用水道事業全体での累積欠損金は51億7,000万円となっており、非常に厳しい状況でございます。

このため、収支改善を図る必要があり、多くの未利用水を抱える有明、八代においては、多角的な視点からさらなる需要拡大に努め、特に期待されております半導体関連企業等の県内進出の状況を好機と捉え、その取組の強化が必要であると考えております。

また、コンセッション方式が導入された有明及び八代工業用水道において、経費削減や業務改善の効果検証等を踏まえながら、安定した事業経営につなげていくことが求められます。

27ページをお願いします。

3、有料駐車場事業会計でございます。

令和3年度決算におきましても、純利益3,200万円余を確保するなど、良好な経営状況を保っており、昨年度に続き、内部留保資金から一般会計へ2億円が繰り出されております。

ただ、新型コロナの影響で、利用台数が減少しており、今後とも、民間ノウハウを生かした管理運営やサービスの提供により、県民や観光客が利用しやすい駐車場の運営に努めたいと考えております。

最後に、全般的事項として2点申し上げます。

1点目は、引き続き、第5期経営基本計画を確実に推進するとともに、工業用水道事業の厳しい状況を鑑み、経営安定化に向けた対策を講じていく必要がありますが、当面は、企業立地による工業用水の需要拡大の可能性等を視野に、関係部局と連携しながら、さら

なる経営改善の取組を進めていただきたいと考えております。

次に、2点目として、有料駐車場事業会計に加えまして、電気事業会計では、固定価格買取制度、FITの適用により、財務状況が今後大きく好転することが見込まれます。経営の安定化を図りつつ、引き続き県政貢献にも取り組まれるとともに、発電所やダム等の所在市町村への支援等にも継続的に取り組まれるよう期待しております。

以上が決算審査意見の概要でございます。よろしく願いいたします。

○山口裕委員長 次に、総務経営課長から、決算資料の説明をお願いします。

○亀丸総務経営課長 それでは御説明いたします。

まず、定期監査の結果につきましては、企業局の指摘事項はございません。

次に、監査委員からありました決算審査意見に対する今後の対応等について御説明をいたしますが、先ほど局長が説明した内容と重複する点は省略させていただきます。

では、決算審査意見書の26ページをお開きください。

まず、第3、審査意見の電気事業会計でございますが、リニューアル工事が完了いたしました市房第一、第二発電所、緑川第一、第二発電所において、固定価格買取制度による電力料収入の増が見込まれるところでございますが、引き続き経費の節減に努め、安定的な事業経営を図ってまいります。

次に、工業用水道事業会計ですが、有明及び八代工業用水道事業の未利用水の有効活用について、引き続き、県と運営事業者であるウォーターサークルくまもと株式会社の双方で、工業用水の需要拡大に努めてまいります。

また、運営事業者に対するモニタリングも

引き続き実施し、コンセッション方式の効果を検証しながら、さらなる経費の縮減や効率的な運営を図ってまいります。

次に、27ページの3、有料駐車場事業会計です。

利用者のサービス向上の一環として、令和4年1月から、電気自動車用充電施設を増設したところでございます。

今後、新型コロナ拡大前の駐車場利用台数の回復に向け、指定管理者としっかり連携しながら、民間のノウハウを生かしたサービス提供に努め、安定的な経営を図ってまいります。

最後に、4、全般的事項ですが、第5期経営基本計画に掲げた事業を確実に推進し、経営の安定化を図ってまいります。

当面は、今後予想される企業立地による工業用水の需要拡大の可能性等につきまして、関係機関と連携しながら、調査、検討を進め、さらなる経営改善への取組に努めてまいります。

また、現在実施している地元貢献につきましても、県政貢献としては、引き続き一般会計への繰り出しを行い、地域貢献としては、企業局の施設が立地する市町村への支援にも引き続き取り組んでまいります。

決算審査意見については、以上でございます。

続きまして、決算概要につきまして、お手元の令和4年度決算特別委員会説明資料を中心に御説明させていただきます。A4縦の資料でございます。

1枚お開きいただきまして、1ページの企業局の概要をお願いいたします。

冒頭は、(1)企業局の沿革として、開設からの主な経緯と現在の取組事業について記載しております。

また、(2)組織図では、現在の組織体制、職員数を記載しておりますが、局内の職員総数は、令和4年3月31日現在で53人となって

おります。

次に、1枚おめくりいただきまして、2ページの2、令和3年度の状況をお願いいたします。

まず、(1)電気事業から御説明します。

電気事業は、市房第一発電所から菊鹿発電所までの7つの水力発電所を運営しております。

このうち、市房第一と第二、緑川第一と第二の主力4発電所につきまして、大規模更新工事を実施しており、令和3年度の電力料と電力料収入は、市房第一発電所で、約2,254万キロワットアワーで5億4,100万円余、市房第二発電所で、562万キロワットアワーで1億3,500万円余の実績となりました。

なお、緑川第一発電所及び第二発電所につきましては、令和3年度は、リニューアル工事中のため発電を停止していたため、実績はございません。このリニューアルについては、本年8月と9月に工事が完了いたしまして、稼動を再開しております。

現在、固定価格買取り制度、いわゆるFITでございますけれども、それを適用する最終的な事務手続を行っているところでございます。

なお、令和3年度の全体の実績供給電力量は3,490万キロワットアワーでございますが、これは、市房第一発電所の一時停止期間等の影響により、前年度比55.4%となりました。

次に、経営状況のA、収益的収支について御説明いたします。

表の構成は、上段が収益的収入、下段が収益的支出となっており、収入の部分は、営業収益、営業外収益、特別利益でございます。

年度区分は、左の欄から、令和3年度、令和2年度といたしまして、右側に主な増減理由等を記載しております。

令和3年度の電気事業の収入合計は10億700万円余、支出の合計が16億2,100万円余

で、収入合計から支出合計の差引きは、6億1,300万円余の純損失が生じております。

収入減少の主な要因は、先ほど局長の概要説明で少し触れましたが、市房第一発電所の発電機の故障による停止期間の発生と、梅雨時期の6、7月の降水量が平年より少なかったことなどでございます。

また、今期は、特別利益を計上しておりますが、これは、緑川第二発電所の鉄管の誤切断に伴う施工業者からの損害賠償金の受入れによる増でございます。

一方、支出減少の主な理由は、令和3年度は、特に退職給付引当金の不足額の補填が発生しなかったこと、ダム管理費分担金の増加につながるような災害が発生しなかったことなどが減少の要因です。

このように、収入、支出ともに減少となりましたが、結果的には、収入の減少が大きかったことにより、純損失につながっております。

3ページをお願いいたします。

次に、イ、利益剰余金又は欠損金の状況及びウ、積立金、留保資金残高一覧を御覧ください。

令和3年度は6億1,300万円余の純損失という結果ですが、これには令和2年度からの繰越利益剰余金6億100万円余を充てることとしております。

これにより、令和4年度への繰越欠損金は1,200万円余となり、内部留保資金は26億6,100万円余となります。

最後に、エ、資本的収支でございますが、資本的収入は、企業債、固定資産売却代金等で、合計26億5,700万円余となっております。資本的支出は、建設改良費、企業債償還金及び一般会計への3億円の繰出金などで、合計28億400万円余となり、不足する1億4,600万円余は、いわゆる内部留保で補填しております。

1枚おめくりいただきまして、4ページを

お願いいたします。

(2)工業用水道事業会計です。

まず、施設の概要ですが、昭和50年に有明工業用水道が、昭和52年に八代工業用水道、平成5年に苓北工業用水道が給水をそれぞれ開始いたしまして、現在では、給水能力は合計で1日当たり6万8,360立方メートルとなっております。

次に、工業用水の利用状況ですが、令和4年3月31日現在で、有明、八代、苓北の3施設合わせて41社に供給しており、前年度と比べ2社増加しております。しかしながら、契約率は、有明、八代とも4割前後と低迷していることから、引き続き、関係機関と連携して需要の増に努めてまいります。

次に、令和3年から導入いたしましたコンセッション方式につきまして御説明いたします。

4ページの中段のコンセッション方式の概要を御覧ください。

コンセッション方式は、民間の事業者が運営を行う官民連携事業の方式ですが、コンセッション方式導入前と導入後の企業局と運営事業者との業務の役割の推移を図示いたしました。

参考までに、導入後の下線の実線部分が企業局、点線部分が企業局と運営事業者、下線のない箇所が運営事業者の役割となっております。

例えば、企業局は、①の工業用水道事業法の許認可や②の料金設定、あるいはコンセッションの対象外である④のダム・頭首工関連経費の負担や、⑤の管路等の更新、修繕などを実施してまいります。一方、運営事業者のほうは、⑤の管路等を除く施設の更新、修繕、物品調達、⑥の運転、保守、検針や⑦料金徴収などを実施いたします。

次に、5ページをお願いいたします。

これは、20年間の大まかな資金の流れ図を掲載しております。

コンセッション方式の導入計画では、工業用水道料金の収入は、運営事業者が20年間で水道料金70億円を収入いたしまして、施設更新関連費と運転・維持管理費に関し、企業局から受領する八代工水更新負担金等の5億円と合わせた総計40億円を支出する計画となっております。

一方、企業局は、運営事業者との協定に基づく案分によりまして、総計35億円を受領することとなります。受領した総計35億円のうち、企業局人件費や竜門ダム関連経費などの共同施設負担金へ総計29億円を支出いたします。

図の右上を御覧いただきますと、この計画によりまして、施設の更新関連費と運転・維持管理費は、20年間で、県が実施した場合の33億円足す20億円の53億円から、14億プラス26億の合計40億円に縮減される見込みとなっております。

また、下段に記載のとおり、コンセッションの導入効果としては、県の業務等改善として、先ほどの施設更新に係る経費の節減、料金収入や経理事務の時間縮減などが挙げられます。

さらに、ユーザー企業へのサービス改善として、口座振替方式の導入による利便性の向上、漏水事故が発生した際の初期対応、早期復旧に向けた機動力の発揮などが挙げられます。

このように、経費節減のみならず、民間のノウハウや活力を生かした効果もあるところでございます。

以上を踏まえまして、6ページの経営状況、ア、収益的収支を御覧ください。

営業収益については、昨年度比で、8,600万円余の減であります。これは、さきに説明しましたコンセッション方式の導入により、料金収入については、運営事業者が一旦全額受領し、案分による受取額を企業局が受領するため、減少したものでございます。

営業外収益については、昨年度比で1,500万円余の減となりました。

これは、定期償還の利息額変動に伴う一般会計からの補助金の減や補助物件の償却に伴う長期前受金戻入の減などが主な要因です。

特別利益については、今期、苓北工水の減損処理を行いました関係で、長期前受金戻入に1億2,600万円余を、また、それに相当するものとして、表の下段のほうになりますけれども、同様に、収益的費用の特別損失として、同額の1億2,600万円余を計上しております。これは、いわゆる会計上の処理に当たります。

これらの結果、収益的収入は、昨年度比で1,600万円余の増となっております。

次に、収益的費用についてですが、営業費用につきましては、コンセッション方式導入によりまして、企業局の支出として、委託費、修繕費、動力費、薬品費、賃借料など、これらは、昨年度と比較すると全てゼロとなっておりますが、荒尾市、大牟田市などの共同管理者からの維持管理負担金については、企業局で一旦受領いたしまして、その後運営事業者へ支払うことから、運営事業者への負担金の増として、2億8,700万円余となっております。

営業外費用については、昨年度比で1,000万円余の減となりました。

これは、企業債の定期償還額に係る利息支払いの減でございます。

これらの結果、収益的費用は、昨年度比で8,200万円余の増となっており、収益的収入から収益的費用を差し引いた合計は、当期純損失で1億3,000万円余となり、昨年度比6,500万円余の損失の増となったところでございます。

7ページをお願いいたします。

次に、イ、欠損金の状況でございます。

当年度純損失は1億3,000万円余であったことから、欠損金の累計は51億7,000万円余

となりました。

今後、コンセッション方式の定着と運営事業者の着実な運営実施などを注視しながら、新たな需要開拓、さらなる経営改善に努めてまいります。

次に、ウ、資本的収支でございます。

資本的収入については、企業債、長期借入金、補助金、工事受託金の項目で、いずれも前年度比マイナスとなりました。

これは、コンセッション方式への移行により、通常事業に伴う工事に係る借入れ、補助金の利用等が少なくなり、資金供給が抑制されたことによる減でございます。

一方、資本的支出については、建設改良費、企業債償還金について、いずれも前年度比マイナスとなりました。

これは、建設改良費は、主に工事発注の減少に伴うものであり、企業債償還金は、主に年度ごとの定期償還額の変動による減でございます。

なお、収支差引きのマイナス8,800万円余につきましては、消費税の調整額でありますとか留保資金のほうで補填をしております。

次に、8ページの(3)有料駐車場事業会計でございます。

有料駐車場事業は、昭和55年3月に営業を開始いたしました熊本市中央区安政町の立体駐車場と、平成3年2月に営業を開始いたしました熊本市中央区新屋敷の月ぎめの平面駐車場を運営しております。平成28年度からは、指定管理者制度を導入し、現在、2期目となっております。

次に、下段の表、有料駐車場利用台数ですが、普通駐車と定期駐車を合わせた駐車台数は15万569台で、対前年度比96.9%となりました。コロナ前は、おおよそ20万台を超えておりましたので、新型コロナ感染対策が長期化していることによる人流減少の影響が大きいものと考えております。

次に、経営状況でございます。

まず、収益的収支ですが、収益的収入は1億円余、収益的支出は6,800万円余で、3,200万円余の純利益となっております。

営業収益では、昨年度比で2,700万円余のマイナスとなりました。

これは、主に企業局が実施した改修工事に伴う車室の制限と、コロナ禍に伴う利用者減少を考慮いたしました基本納付金の減額措置によるものでございます。

基本納付金とは、指定管理者が応募した際に提案された納付額で、指定管理者と協定書を締結し、毎年度企業局に納付していただくこととなっております。

また、費用面では、昨年度比で1,600万円余のマイナスとなりました。

これは、主に給与手当、退職給付費、修繕費等の減少によるもので、給与手当につきましては、予算の割当て対象の職員の異動に伴いまして、単価が変動したことによる減でございます。

退職給付費につきましても、令和3年度は、退職給付費の不足額がなかったことにより、引当金の繰入れが生じなかったことによる減でございます。

9ページのイ、剰余金(利益)処分計算書案及びウ、積立金、留保資金残高一覧ですが、今回計上しております令和3年度未処分利益剰余金3,210万1,433円のうち3,210万1,000円は、処分案のとおり地域振興積立金に充当いたします。

なお、処分後の積立金残高は3億3,100万円余となり、損益勘定留保資金と合わせた合計、いわゆる内部留保は7億600万円余となります。

最後に、エの資本的収支ですが、資本的支出は、一般会計への2億円の繰出金となっております。財源は、地域振興積立金を活用しております。地域振興積立金は、一般会計で実施いたします環境や新エネルギー導入などの事業に繰り出すための企業局の積立金でござ

います。

以上が令和3年度決算の概要です。よろしく御審議をお願いいたします。

○山口裕委員長 以上で企業局の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料名並びにページ番号を述べてからお願いいたします。

それでは、質疑はありませんか。

○前川収委員 工業用水道事業についてでありますけれども、大きく、説明資料では4ページ、それから、監査の内容については、26ページですね。

監査のほうでも指摘されておりますけれども、なかなか厳しい環境がずっと続いているということではありますが、改めて1つ確認しておきたいのは、例えば有明工水は、玉名地域に工業団地を造って、そこにちゃんと水の供給をしましょうという計画があったわけで、それに必要な流量を竜門ダムで確保して、そのアロケーションでちゃんと負担金を払っているという現状だと思います。

大きな時代の変化の中で、工場の体制というんですかね、要は、当時想定したよりも水を使わなくなっているという現象があるという話を前どこかで聞いたことがあります。つまり、そもそもの計画でいったときの工業団地が全稼働をして、それを全部有明工水を使っていたのだとしても、今の稼働率がもちらん上がりはしますけれども、100にはならないというお話を聞いておりますが、その点はいかがでしょうか。まず確認させてください。

○亀丸総務経営課長 御指摘のとおりでございまして、当初の県の計画では、有明工業用水道の必要な工業用水、それを工業団地のほうに安定的に供給いたしまして、全ての産業基盤のインフラである工業用水を使って産業

活動をしようというふうな計画でございました。

ところが、工業団地につきましては、もうほぼほぼ、3か所ございますけれども、そちらのほうは埋まってきておりますが、当初予定していたよりも水を使わない産業が中に入ってきておりました。

主に、水を使うといいますのは、工業で工業製品を洗浄したり、あるいは、温度が高くなりますので、それを冷却したり、そういうことに使うんですが、それ以外の、例えば運送関係でありますとか、そういうふうな水を使わない産業というのが入ってきたということもございまして、現在、4ページにありますとおり、給水能力は、有明のほう3万3,000トンほどございますけれども、その半分弱の契約水量にとどまっているところでございます。

○前川収委員 ということは、もともとの計画のとおり頑張って売っていただいたにしても、ほぼほぼもう工業団地は埋まっているわけですから、この収支を改善することは不可能だと思います。

そこででありますけれども、監査の中にも入っておりますが、幾つか方法があって、もっと工業団地をたくさん造って、そこにたくさん水を使っていたことができるのか、もしくは、TSMCも含めた水の需要があるところに、その水を持っていくことが可能なのか、そういったことはしっかり検討してもらいたいと思っておりますが、いかがでしょうか、検討状況は。

○竹田企業局長 今御指摘ありましたように、TSMCはじめ半導体関連の企業の進出というお話がいっぱい来ております。この辺りの企業というのは、県内にあります豊富な地下水を活用してという、そういう動きだと思っておりますけれども、私どもが今荒尾とか長

洲とかに持っていつている水は、河川の水をちょっと1次処理してますので、そこまできれいな水ではないという状況です。

全国的にいろいろ調べてみましたらば、岩手県のほうで、それをさらに今度はろ過をして、もっときれいにして半導体関連の企業に売っているというところもあるようなので、そういった今勉強を私ども始めたところで、企業さんに買ってもらえるのかどうか、単価の兼ね合いもあろうかと思っておりますけれども、今ちょっとそういう勉強を始めて、未利用水をいかに活用するのか、それと地下水との関係、八代のほうはバイオマス発電所が今建設中のがございまして、八代港のほうですね。そちらのほうが稼働を始めますと、ある程度使ってもらえるということになってますので、そうすると、この契約率が50%超えるぐらいの今試算しておりますので、そうすると大分経営的には楽になってくるかなと思っておりますけれども。有明については、そういう今のところ以外のところも含めて、ちょっと幅広く勉強を始めているところではございません。

○前川収委員 冒頭言いましたとおり、これは有明も八代も同じですけれども、そもそもの目的のとおりやったら、これはもう稼働率100%にはならない、契約率100%にはならないという認識の下で、いろんな他利用、ほかの利用方法をしっかりと考えるということが重要だと思います。

もちろん、工業用水道事業から見れば、収支が合っていくようにしていくというのが、当然、企業局の目的だというふうに思いますけれども、ある面では、地下水涵養機能というんですかね、これは誰がお金が払うのかよく分かりませんが、いずれにしても、大量の地下水を必要とする企業が県内に入ってくるということであれば、いろんな心配もあるわけでしょうから、地下水涵養機能をこの未利

用水でやるとか、私、昔経済委員会で提案したことがあるんですけども、今でも海に捨てている、流している水がたくさんあるじゃないかと、それは環境用水じゃないのかと、環境のために流さなくていい水を流してるんだという概念から見れば、海に対して、その環境的なものとして考えていただいて、それを幾らか国のほうででも——有明海がきれいになると、きれいさを維持するという水があるということから見れば、そういうものをちゃんと費用として見ていただけないかという提案をしたこともあります。

それは、なかなか簡単には当然いかないわけではありますが、竜門ダムだけで見ても、竜門ダムの工事費負担を変えるというのは、もう約束してあって、相当難しいです。というか、もうほとんど不可能に近いと。だから、使わなくてもお金は必要だと、払わなきゃいけないということでもありますので、ぜひ幅広く、この未利用水についての検討をしていただければと思いますし、収支の問題もありますけれども、環境的な面で企業局が貢献するという、そういう視点もあっていいんじゃないかなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

○坂田孝志委員 今の関連でいきますと、水道料金、これはもう幾らか考えなきゃならない状況に来ているんじゃないかなという気がいたしますが、そこはいかがなんでしょうか。

○竹田企業局長 今有明のほうで1立米当たり50円、八代のほうが35円という形でやっております。この50円というのは、全国的に見ても非常に高い状況でございます。なかなか、値段を上げれば上げたで、また水を使わなくなるという、そこも兼ね合いがなかなか

難しいかなと思っております。新たに、例えばる過をすとかという形になれば、上乘せして、またお金を単価を上げるというところはあろうかと思えますけれども、まずは、少しでも使っていただけるような策を考えていきたいというふうに考えております。

○坂田孝志委員 八代の代金は。

○竹田企業局長 八代のほうは、先ほど申しましたバイオマス発電所が水を使っていたくようになると、ある程度赤字から黒字に転換する可能性がありますので、そういう状況を見ながら考えていきたいと思っております。

○坂田孝志委員 竜門は50円で高いと、八代の35円はどうなんですかと。

○竹田企業局長 35円というのは、標準的なところというふうには考えておりますけれども、八代の外港のほうで、いろいろ企業活動、そちらのほうを支援するという意味合いで、なかなか、値段は上げないでいければいいかなというふうに考えておりますので、まずは、値段を上げなくても済む方法を考えていきたいというふうに考えております。

○坂田孝志委員 それはもう企業支援の観点から、そういうような御配慮があるということはあるがたいことではしょうけれども、こう何年も恒常に赤字が出てるということは、当初の計画にやっぱりそこは無理があったわけですね。八代ももう満杯ですもんね。もう本当に一つの余地もない。考えるとすれば、加賀島のほうに、新たにまた工業団地に類するものができれば、そちらの用途が考えられますけれども、今の段階ではとても無理だと。それで、今度は取水堰を改修でしょう、また企業局側の負担も発生しますよね。

ますます累積がまた大きくなることも予想されますね。農業分は、いろいろ国の手当もあって、ある程度の補助もございますからいいですけども、企業局が、あるいは単独で取水しておられる日本製紙だとか、ほかの企業の負担も当然高まってくるわけですが、根本の——長年こうやって続いていますから、もう少しやっぱり抜本的な対策を考えませんかですね。

前川先生からもあったように、それだけ水が余ってれば、この未利用水をもっとやっぱり積極的に考えるべきですよ。そうしませんと、ずっと累積が増えるばかり。これには金利もつくわけでしょう。ますますそれは大きくなりますから、しっかりとそこは御検討いただきたい、そう思っております。

以上でございます。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

○中村亮彦委員 説明でちょっと疑問に思ったので質問したいと思うんですけども。令和4年度の決算特別委員会説明資料、薄いほうなんですけれども、有料駐車場のことについて少しお聞きしたいんですが、8ページですけども、有料駐車場の利用台数というのは、令和2年から令和3年、減ってはいますけれども、そんなに減ってないんですよ。90%台後半ということですね。あんまり変わらぬということで、そもそもが決まった箱の中で決まった台数、いわゆるその用意している台数ですたいね。待ちの商売といいますか、止めてくれる人の料金を徴収すると。経費というのは、あんまり変わらぬだろうと思うんですよ。建物は一緒だし、それにかかる人件費であったりとか、その他の運営費、こごござあると思うんですけども、その辺のことについてあんまり変わらぬと思うんですよ。

その下の段に行きますと、今度は経営状況

のことになりますと、2年度が1億2,600、それから9,800ということで、大分減ってはいるんですけども、最終的に下のほうまで行くと、純利益になると3,200万残っているということでもあります。これはもう冒頭の藤井監査委員の説明にもありました。やっぱり大きなものは営業収益ですね。減った大きなものは、台数減ってないのに減ったのは、この基本納付金の減額措置ということだったんですけれども。

それから、営業費用のところを見てみますと、6,800万、8,400万、経費が減つとるんですよ、大幅にですよ。大体こういう事業というのは、あんまり経費は毎年変わらぬものだろうと思うんですね。しかし、がたっと減つとる。その理由は、ここに3つ掲げてありますけれども、この3つを足しますと、大体8,400万、これに近いんですよ。ということは、毎年かかる費用はあんまり変わらぬだろうというふうに思うんですよ。そうすると、これは、9,800万で8,400万かかりよるなら、もうどうかすると損益分岐点は割りやせぬかと、次の年ですね、というふうに思うんですけども、これは、だから基本納付金を見直す、あるいはどこか改造するとか、そういうふうなことで来年臨まれるかというふうに思うんですけども、そこはいかがかお聞きしたいと思います。

○亀丸総務経営課長 基本納付金につきましては、これは、令和2年度までが第1期で、令和3年度からが第2期がスタートしております。当然のことながら、指定管理者から御提案をいただいている基本納付金につきましては、令和元年度までは台数多かったんですけども、令和2年度からは、コロナの影響でがたっと台数が減りました。その関係で、コロナを見越して基本納付金そのものを、提案額が当初、年に換算しますと大体1億2,000万ぐらいだったものが、1億円弱、1

億円ぐらいに、基本納付金そのものが、まず減額の提案がっております。それにプラスするところで、今回うちが令和3年度に駐車場のシャッターのほうの工事をしました関係で、駐車できる台数を一時期絞っております。その分の減額措置と合わせて、もう一つは、先ほど言いましたコロナの関係で減額措置、ですから、これで約3,200万の減額措置となっておりますけれども、このうちの2,000万ほどは基本納付金そのものの減少と。それから、車室の制限とコロナの減額、合わせまして約1,000万というところで、合計の3,200万の減額措置を行ったものでございます。

○中村亮彦委員 指定管理者は、2期目ということですが、最初の業者と2期目の業者は一緒ですよ。

○亀丸総務経営課長 一緒でございます。

○中村亮彦委員 最初のときから、やっぱり大分施設も変わったと思うんですよ。料金のシステムだったりとか、入場するときの機械も恐らく大変新しいものになつたと思うんですよ。それで、指定管理者においても、設備投資はもちろん、初期投資にもかかると思うんですよ。これからは、いろんな修繕等々いろいろあると思いますので、しっかり利益出していただくかめですから、質問させていただいたところでもあります。

以上でございます。

○山口裕委員長 ほかに。

○前川収委員 関連していいですか。しつこくすみません。

基本納付金を減額なさったというお話ですが、対前年度比、令和2年と令和3年

の有料駐車場の利用台数を見ると、96.9とか99.9とか、そんなベースでいくと、そんなにたくさん減ってないのに、なぜ2,000万前後の基本納付の減額に応じられたのか。実態的には、あんまり置いてあった台数は少なくなっていないじゃないかと。それでも、2,000万前後の納付を下げたという理由は何ですか。

○亀丸総務経営課長 実は、御指摘のとおり、台数的には、それほど2年度、3年度、これは両方ともコロナの影響がございましたので、15万台ということで減っております。

実は、令和2年度につきましても、指定管理者のほうから減額できないかというふうなお話があったところがございますけれども、なかなか、うちと結んでいる協定書の中で、そういうふうな項目がございませんでしたので、一旦令和2年度については、減額については見送ったと、状況を見ながらというところで終わっております。

令和3年度に、新たに第2期目の協定を結び直しましたときに、協定の中身を一部改正いたしまして、両方の責任によらない不可抗力の場合については、双方で協議ができるような規定を新たに協定書の中に追加いたしました。

今回、令和3年度につきましても、依然としてコロナの影響があるということで、台数は前年度とあまり変わらないので、どうにか減額できませんかというふうなお話があったので、今回につきましては、その規定を根拠といたしまして双方で協議をし、それ相当の減額措置を行ったところがございます。

○前川収委員 ということは、コロナの影響前の台数が分からないから、この資料では、令和2年もこれは影響を受けている台数で減っているわけですね、かなり。この2年と3年の対比だけで見ると、ほとんど変わってな

いのに、2年と3年度だけでは、その基本納付金だけが下がったということでは、なかなか分かりにくいので、もともとの大体何台ぐらい入っていたのか、いわゆるコロナの影響を受けてない台数が分かれば、実に説明が分かりやすかったと思います。

○亀丸総務経営課長 その点については、資料がちょっと不足しております、申し訳ございません。

実は、平成28年度から指定管理者制度を入れておりますけれども、平成28年度は、当然のことながら地震の影響を受けまして、駐車場のほうも被災をしたところでございまして、台数はそれほど多くなかったんですけれども、それ以降につきましては、20万台を超えております。

直前の令和元年度につきましては、22万台ほどの駐車台数がございました。それから、令和2年度になって、約7割に駐車台数が落ち込んで減収となっておりますところでございます。

令和3年度も同じ状況で、令和4年度、今年度に入りまして若干の回復傾向にはございますけれども、まだまだそれでも以前の大体8割程度に今もとどまっておるところでございますので、また今後いろんな町なかの活性化をしていけば、駐車場台数も増えていくのかなというふうに思っておるところでございます。

○前川収委員 理由は分かりましたが、基本納付金が減った原因を説明する資料としては、この資料では不適だと思っておりますので、今後ぜひ注意してみてください。

以上です。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

○緒方勇二副委員長 すみません、今のお話

でよく分かりました。令和元年度は22万台ぐらいあったと。ですから、稼働率とすれば7割ぐらいに減ったんだということ、分かります。

コロナの影響でということでありませけれども、指定管理者の会社のほうが、何がしかの国の支援金とか、いろんな制度ありましたから、コロナの影響を受けてと、こういうことは受けられたんでしょうか、それが1つ。

それから、内部留保金から県政貢献で随分されてますので、これ以上申し上げるところはないんですが、監査意見の中で、県民や観光客が利用しやすい駐車場としての運営に努めていただきたい。この辺の何か策を——今朝でしたか、昨日でしたか、新聞にも出ました。レンタカーに、人吉・球磨であれば、3,000円を出すとか、いろんなことをやられてますが、要は、県営駐車場を利用するについて、私たち非常に利用しやすいなと思っております。ただし、周りの民間駐車場からすると稼働率ですね、空いてる率とか、そういう点からいくと、どの程度なのかなと。常に満杯状態が続いているぐらい動いているんだというような状況なのかというのが、ちょっと説明があれば分かりやすいなと思うんですが、その点いかがでしょうか。

○亀丸総務経営課長 県営駐車場につきましては、今後も民間の活力を導入しまして、いろんな改善を行って、現在も行っているところでございます。

局長の冒頭の挨拶にもありましてとおり、昨年度は、電気自動車が増えてきておりますので、その充電ができる施設を、今まで1台あったんですけれども、さらにもう1台増やしてみたり、あるいは、昨年度は、これまで、クレジットカードでの支払いとか、くまモンのICカード、そういった電子マネーでの支払いも可能にできるような対策を行ったところでございます。

それから、民間の周辺の駐車場との比較というふうなお話でございましたけれども、位置的に非常にいい場所にもございますので、それなりの稼働率はございます。年間15万台といたしましても、月々1万台ですので、大体1日当たり300台、週末のほうが多いのかもしれないけれども、そういうふうなところで、この駐車台数は298台が駐車可能でございますので、ほぼ一日はそれが満杯になるというふうなところでございます。

○緒方勇二副委員長 係員の方も、本当懇切丁寧で、非常に使いやすい駐車場としますので、今後ともよりよい駐車場にしていきたいと思っております。

これは要望なんですけれども、人吉・球磨は肥薩線がもうありません、今現在。3次医療圏に通院するにしても、みんな車で来られるんですよ、高速バスの利用であるとか。これは必ず付添いが要ります。

こういう県政貢献考えるとき、2次医療圏から本当に来られるときに、駐車場を、やっぱりその辺のことを、ちょっと郡部から来られることの割引とか、何か一部考えられてもいよいよいい時代じゃないかなというふうに思うんですが、その辺も利便性向上も含めちょっと考えていただきたいなど、これは要望です。

○亀丸総務経営課長 いろんな改善策を今指定管理者と一緒に検討をしているところでございますので、今委員から御要望がございました案件につきましても、その中に加えて検討していきたいと思っております。

コロナ関係につきましては、駐車場については、そういった支援金はございませんので、残念ながらここは受けられておりません。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○山口裕委員長 なければ、これで企業局の審査を終了します。

ここで、説明員の入替えのため、11時10分まで休憩します。

午前10時59分休憩

午前11時8分開議

○山口裕委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

これより病院局の審査を行います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のままで簡潔にお願いします。

それでは、病院事業管理者から、決算概要の総括説明をお願いします。

○渡辺病院事業管理者 病院局でございます。

令和3年度決算の説明に先立ちまして、昨年度の決算特別委員会において御指摘のありました施策推進上改善または検討を要する事項等につきまして、その後の措置状況を御報告いたします。

病院局に対しましては、「児童・思春期医療について、こころの医療センターにはこころの思春期外来や専門病床が開設されているものの、専門医が確保されていないので、精神科医療のセーフティーネットとして、専門医の確保に努めること。」との御指摘をいただきました。

こころの医療センターでは、発達障害児への支援や精神疾患の早期発見、早期治療の観点から、児童・思春期医療に取り組んでおります。

専門医の確保に向けては、熊本大学をはじめとする関係機関に継続的な働きかけを行うとともに、病院内部での専門医の育成に取り組んでまいりました。

残念ながら、いまだ新たな専門医の確保に

は至っておりませんが、引き続き、県の内外を問わず取組を進めてまいります。

なお、専用病床である思春期ユニットにつきましては、新型コロナウイルス感染症患者の受入れに伴いまして、昨年11月から一時休止しております。

次に、当センターの運営状況について御説明いたします。

当センターでは、県立の精神科病院として、措置入院など民間では対応が困難な患者の受入れや、薬物依存など専門性が必要な患者の治療を行うセーフティーネットとしての役割を担うとともに、政策的・先導的医療として、患者の地域移行支援や児童・思春期医療に重点的に取り組んでおります。

さらに、新型コロナウイルス感染症につきましても、重点医療機関として、最大で12床の病床を確保し、精神疾患のある患者を受け入れております。

以上のような運営状況にありまして、今年度のこころの医療センターの入院患者数は1日平均86名程度、外来患者数は89名程度で推移しております。

なお、昨年度から今年度にかけて、老朽化した空調設備及び照明設備等の大規模改修事業に取り組んでおります。

次に、令和3年度の決算状況につきまして、概略を御説明いたします。

総収益19億8,000万円余に対し、総費用16億7,000万円余で、当期純利益は3億円余となっております。

新型コロナウイルス感染症の専用病床確保に対する補助金の受入れにより、当期純利益が前年度から大幅に拡大いたしました。その一方で、中期経営計画に掲げております病床使用率や外来患者数などの目標値は達成できていない状況となっております。

今年度も、県立病院として期待されている役割を果たすとともに、収益の確保を図りながら、安定的な経営に努めてまいります。

以上が病院運営及び決算状況の概要でございますが、詳細につきましては、この後総務経営課長から御説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○山口裕委員長 次に、監査委員から、決算審査意見の概要説明をお願いします。

○藤井監査委員 お手元のピンクの冊子でございます。令和3年度決算審査意見書をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

中段の第2、審査の結果ですが、決算諸表は、病院事業の経営成績及び財政状態をおおむね適正に表示しているものと認められました。

以下、経営の状況について記載しておりますが、病院局の説明と重複いたしますので割愛させていただきます。9ページをお願いいたします。

決算審査意見について、こちらに記載しております。

御説明いたします。4点ございます。

まず、(1)第3次中期経営計画の着実な実施についてですが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、入院や外来患者数等の実績が目標値を下回っております。コロナ禍の厳しい状況ではありますが、今後も運営体制の強化や安定した経営基盤の確立を図りながら取り組む必要がございます。

次に、(2)医師をはじめとした医療スタッフの確保についてです。

先ほど事業管理者も触れられましたが、引き続き安定的な医療体制を確立するために、知事部局ともしっかりと連携し、熊本大学等への働きかけを行うなど、医療スタッフの確保、育成に努めていただきたい。また、児童・思春期医療の推進に当たっては、専門医の確保が難しいという現状を踏まえ、医療スタッフの専門性を高める教育研修の推進に努

めていただきたいと考えております。

次に、(3)利用者のニーズに対応した医療の展開です。

引き続き、児童・思春期医療や患者の地域生活支援に積極的に取り組んでいただきたいと考えております。

最後に、(4)県立精神科病院としての地域への貢献についてですが、引き続き、県内精神科医療のセーフティーネットとしての機能の維持、充実を図るとともに、センターが有する諸資源を活用し、地域貢献への積極的な取組を期待しております。

以上が病院局の決算審査意見の概要でございます。よろしくお願いたします。

○山口裕委員長 次に、総務経営課長から、決算資料の説明をお願いします。

○川上総務経営課長 総務経営課でございます。よろしくお願いたします。

まず、本年度の定期監査の結果につきましては、指摘事項はございませんでした。

続きまして、監査委員からの決算審査意見について、取組状況を御説明いたします。

1点目は、第3次中期経営計画の着実な実施についてであります。

令和3年度におきましても、全体として新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けまして、病床利用率や外来患者数の目標を下回りました。

新型コロナにつきましては、依然として先行き不透明な状況となっておりますが、引き続き運営体制の強化に努め、目標達成に向けて取り組んでまいります。

2点目は、医師をはじめとした医療スタッフの確保についてであります。

現在は、常勤3人、非常勤11人の医師で診療体制を整えておりますが、今後も知事部局とも連携し、熊本大学など関係機関への働きかけを継続し、専門医師の派遣をお願いして

まいります。

また、児童・思春期医療の経験を生かしながら、現行スタッフの専門性を高めてまいります。

3点目は、利用者ニーズに対応した医療の展開についてであります。

こころの医療センターでは、新型コロナウイルス感染症の発生当初から、精神疾患のあるコロナ患者の入院受入れを積極的に進め、重点医療機関としての役割を果たしてまいりました。

引き続き、児童・思春期医療を推進していくとともに、患者の社会復帰や地域生活を支援するなど、利用者ニーズに対応した医療を展開してまいります。

4点目は、県立精神科病院としての地域への貢献についてであります。

先ほど申し上げましたように、精神疾患のあるコロナ患者の重点医療機関として、昨年度は延べ554人の入院受入れを行いました。

県立の精神科病院への期待に応えるべく、引き続きセーフティーネットの機能充実を図り、地域医療に貢献してまいります。

決算審査意見書につきましては、以上でございます。

続きまして、令和3年度の決算状況等につきまして御説明いたします。

お手元の令和4年度決算特別委員会説明資料を御覧ください。

資料1ページ、1、病院の概要をお願いいたします。

(1)病院の沿革についてですが、本病院は、昭和50年に富合病院として開院し、平成9年度の改築後はこころの医療センターとして運営しております。

稼働病床は150床ですが、そのうち10床は結核病床となっております。現在、この結核病床を精神疾患のある新型コロナウイルス感染症患者の受入れ病床として使用してございます。

また、本病院の設置根拠は、精神保健福祉法にあり、県に設置が義務づけられている精神科病院として位置づけられております。経営形態は、地方公営企業で、地方公営企業法の全部適用となっております。

(2)の組織図を御覧ください。

病院局は、病院事業管理者の下、職員103人で組織し、うち診療部が24人、看護部が67人、総務経営課が10人という構成です。

次の(3)病棟構成を御覧ください。

本来4病棟あるのですが、1病棟を休止しているため、稼働している3病棟を記載してございます。

表の上から、東2病棟、急性期治療病棟と、次の西1病棟、総合治療病棟は、閉鎖病棟となっております。次の西2病棟、社会復帰病棟は開放病棟で、この中に児童・思春期の入院治療を専門に行う20床の思春期ユニットを設置しております。

ただし、先ほど局長の説明にもありましたように、コロナ患者の受入れに伴い、思春期病棟にも一般精神の患者を受け入れることとしまして、令和3年11月から思春期ユニットは休床しております。

1枚おめくりいただき、2ページをお願いいたします。

ここから、令和3年度の状況について御説明をいたします。

まず、当病院の第1の使命でもありますセーフティーネット機能の維持、充実についてでございます。

表には、措置入院の患者数や医療面で高度な専門性を要する入院患者数、他病院からの新患受入れ患者数を掲載しております。

表の右側、前年度増減の欄を御覧ください。

セーフティーネット機能を表す措置入院の患者数は増加しました。また、他の病院では対応困難な精神疾患のあるコロナ患者の入院患者を、実人数で前年度の2.5倍に当たりま

す55人を受け入れました。1人平均10日間程度の入院がありましたので、括弧内の延べ人数は554人となっております。一方で、他病院からの受入れは、入院、外来とも減少いたしております。

次に、3ページをお願いいたします。

2、政策的・先導的医療の展開についてでございます。

(1)政策的医療の展開については、患者の地域での社会生活に向けた地域生活支援の充実を図りました。

平成26年度に設置しました地域生活支援室が中心となりまして、多職種の医療スタッフと連携しながら、きめ細やかな訪問支援や相談対応を行っております。

具体的には、②の活動状況のとおり、退院後の社会生活に不安を抱える患者を対象といたしまして、日常生活支援、金銭・服薬管理等の支援を行いました。

中央の表の一番下の欄、訪問支援延べ人数の推移を御覧ください。

訪問支援は、年々増えておりましたが、新型コロナウイルス感染症対策としまして、訪問を控えるなどしたため、令和元年度及び令和2年度は1,300人程度まで減少し、令和3年度は、週に複数回訪問する患者が増えたことによりまして、1,501人まで回復をいたしました。

次の(2)先導的医療の展開では、発達障害を含む児童・思春期医療を行う医療機関が少ないため、県立病院としてのニーズに応えるべく、外来から診療、入院まで一貫した医療体制を構築し、平成30年からは、20床の児童・思春期病床、思春期ユニットを稼働させておりました。ただし、先ほど御説明いたしましたとおり、令和3年11月から思春期ユニットは休止しているところでございます。

①の外来の表を御覧ください。

この中で、平成30年度は、児童・思春期専門の医師が勤務していたため、大幅に患者数

が増えております。翌年度には、その専門の医師が異動したことから、その分減少しておりますが、これまでの経験を生かしまして、現行スタッフで積極的に診療に当たったことによりまして、令和3年度は1,807人まで増加をいたしております。

1枚おめくりいただき、4ページをお願いいたします。

3、入院・外来の状況についてでございます。

アの入院の状況ですが、新型コロナウイルス感染症患者の受入れのため、2病棟体制としたことも影響いたしまして、入院患者数、それから収益とも減少いたしました。

表を御覧ください。

表の右側に、前年度増減を挙げておりますが、入院患者延べ人数は4,315人減少いたしました。そのうち、児童・思春期の入院患者数は、思春期ユニットの休止もあり、1,335人の減少となりました。

その下の棒グラフは、左が入院患者数、右が入院収益の過去5年間の推移を表しております。患者数は、一貫して減少しており、収益のほうは凸凹ございますが、やはり総じて減少傾向にございます。

次に、イの外来の状況を御覧ください。

令和2年度の感染拡大期にデイケアを一時休止いたしました。令和3年度においては、年間を通して実施したこともあり、外来患者数、収益とも前年度より増加をいたしております。

表を御覧ください。

表の右端の前年度増減のとおり、外来延べ人数は1,040人増加し、外来収益も1,515万円増加いたしました。

この表の下の棒グラフも、左が患者数、右が収益の推移を表しております。

平成29年度から患者数、収益ともに減少が続けておりましたが、令和3年度は増加に転じました。令和元年度以降の減は、コロナの

状況に応じたデイケアの休止、患者の受診控えなどが影響をいたしております。

次の5ページをお願いいたします。

4、経営状況です。

アの当期純利益は、前年度に引き続き黒字となりました。

表を御覧ください。

総収益は、前年度比2億8,592万円と大きく増加しました。これは、新型コロナウイルス感染症患者の入院病床確保をはじめとする補助金により、4億円超の医業外収益を計上したことが大きな要因でございます。

総費用については、前年とほぼ同額で12万円程度の増加となり、結果、令和3年度の当期純利益は3億745万円余の黒字となりました。

イの一般会計からの繰入れは、医業を柱とする収益的収入について、国の繰り出し基準に従い算定した額の8億9,518万円を、県の一般会計からいただいております。

また、資本的収入につきまして、平成23年度から、国の繰り出し基準を用いず一般会計からの繰入れを受け入れていないため、繰入金はゼロでしたが、昨年度から受入れを再開し、企業債の元金償還に伴う分としまして、1億6,389万円を県の一般会計からいただきました。

次の5、経営目標の達成状況については、下の表を御覧ください。

表左側の5つが、具体的な経営目標の項目でございます。

表の中ほどの第3次中期経営計画目標値と令和3年度実績値、これを比較したものが、一番右側の経営目標達成率でございます。

令和3年度は、いずれの項目も目標達成に至りませんでした。全体的にコロナの影響を受けておりますが、特に上から2つ目の児童・思春期専用病床利用率の達成率は13.6%となりました。

また、一月の作業療法延べ人数につきまし

て、達成率が65.5%となりました。これは、患者のケア体制といたしまして、従来、複数の病棟から同時の参加を認めていたところを、新型コロナの感染防止の観点から、1病棟ごとの参加に移行したこともありまして、全体参加者の減少につながったものでございます。

1枚おめくりください。

右側の7ページに令和3年度の決算の状況を記載しておりますが、数字ばかりの全体像がつかみにくい面がありますので、左の6ページに大きくりの棒グラフで見やすくしておりますので、こちらで説明をさせていただきますと思います。

左の棒グラフが収益、右の棒グラフが費用です。

左の棒グラフの上から、入院収益が5億800万円、その下の外来収益が1億4,400万円で、2つの収益を合計いたしました医業収益が6億5,200万円でございます。その下の一般会計負担金は8億9,500万円ですので、医業収益を一般会計負担金が上回っている状況となっております。

また、一番下のその他としまして、4億3,700万円を上げておりますが、こちらに新型コロナウイルス感染症患者の入院病床確保の補助金等が含まれております。

右の棒グラフを御覧ください。

費用の大半を占める給与費が11億600万円ですが、先ほどの医業収益、入院と外来を合わせた6億5,200万円より大きくなっております。給与費を入院と外来の収益では賄えていない現状を示しております。

給与費が大きいことにつきましては、ここの医療センターが精神医療のセーフティネット機能を果たすべく、他の医療機関では受入れ困難な患者を受け入れることや、政策的・先導的医療を積極的に展開する必要から、専門的知識と経験を有する質の高い医療スタッフを配置しているためでございます。

どうぞ御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○山口裕委員長 以上で病院局の説明が完了しましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料名並びにページ番号を述べてからお願いいたします。

それでは、質疑はありませんか。

○前川収委員 今説明いただきました説明資料の4ページお願いします。

一番上の入院・外来の状況ということで、下の表の中に、入院患者延べ人数のうち、児童・思春期の入院患者が1,335人減ったということでありまして、それは、11月からコロナの影響もあって思春期ユニットを休止したためということを書いてありますが、その下の段のイの外来で見ると、表書きの中で児童・思春期の患者数は330人増えているという表であります。つまり、入院者は減ったけれども、外来者は増えているということだと思いますが、外来でお見えになった皆さん方の中に、入院を必要とする人がかなりいたんだろうなということをちょっと勝手に想像しております。そういう患者さんたちの処遇についてはどうされているのかが1つです。

それともう1つ、これは、総括的な6ページの話なんですけれども、県に義務づけられている、必置義務のある病院であるということは以前から当然承知をしております。法律で定めてある必ず各県になければならない病院、それは、公立であろうが、私立であろうが、そういう機能を持った病院が必要だということでありまして、他県では、前調べたら、全部が全部公立病院じゃなくて、この必置義務の部分を民間の病院が引き受けてくれている病院もあるというお話を伺ったことがあります。

とはいえ、熊本においては、今年は、その他収入、一番左側の4億3,700万円、総収入の約22%がコロナ関連の補助金が入っているということで、黒字計上ということになりますが、これがもしなかった場合、もちろんほかの入院も増えたとは思いますが、この表だけで単純に見ると、やっぱりちょっと厳しい環境になっているということでありませう。

ぜひこの一過性である——コロナというのはいつまで続くか分かりませんが、ずっと続くわけではないというふうに思いますので、このその他部分が仮になくても、黒字計上していける病院の経営に努めていただきたいというふうに思っておりますし、もう1つ、一般会計からの繰出金8億9,500万、これが非常に収入の大宗を占めているという部分で、入院収入、外来収入と比べていくと、どうしてもその給与費だけでも賄えないという、こういう現状でありますから、どこまでやれるかはよく分かりませんが、大体どのくらいを——中長期計画は私は知りませんが、目標とされているのか、この2点お尋ねしたいと思います。

○川上総務経営課長 まず、1点目の御質問でございます。

詳しくは、後ほど院長からまた御説明をお願いしたいと思います。まず、児童・思春期の外来につきましては、当然、診療の予約を経まして受診をしていただいております。診療の際に、現在ユニットのほうを休止している関係で、基本的には入院に結びつかない患者様を中心に診療をいたしております。

現在、県下の状況としましては、当院のほうに研修派遣で来られておまして、研修で児童・思春期の専門を学ばれた先生方も民間に行かれたりとか、そういう先生もございまして、かなり県下の児童・思春期につきましても、民間のほうが少しずつ底上げをしてい

るような状況でございますので、そういったところに、入院病床を抱える医療機関、そちらのほうに御紹介するとか、そういった形での対応をしているかと思っております。

次に、2点目でございます。

まず、コロナ関係での空床補償で、現在、黒字、3年度も確保してございます。仮にこの空床補償のほうがなくなった場合に、3年度の医業収益だけで見ますと、やはり赤字のほうに落ちる可能性が高うございますけれども、コロナ前の平成30年度あたりの医業収益まで回復したとすれば、空床補償がなくても、そこは黒字化を何とか維持できるのかなということを考えてございます。

ただ、お話にございましたように、収入の中で5割以上を占めます一般会計からの繰入金、こちらのほうに、やはり頼っている部分もございませう。

今後、給与費が高い中で、この医業収入をどう上げていくかというのが、今後の課題かというふうに考えてございます。

当初、中期計画の中では、先導的医療、それから先進的医療を取り入れる中で、そういった収益の面にもつなげたいということで進めてまいりました。ただし、御承知のとおり、今コロナの状況でございまして、入院患者数がそもそも減っていると。コロナ病床を確保するために減っているという現状の中では、なかなかそういった収益の部分では、結果に結びついていないような面がございませう。

具体的な取組といたしましては、やはり収益を上げるためには、病床の稼働率を上げると、そこに尽きるかと思っておりますけれども、なかなか病床稼働率のほうも、現在のところは上がっていないというのが現状でございませう。

今後につきましては、病床確保、その病床使用率ですね。コロナ禍が過ぎまして、いかにこういった病床稼働率を上げるかというの

が課題になってまいりますので、そこで、本来入院が必要な患者の皆様を適正に入院に結びつけて、病床稼働率を上げると。そうする中で、病床稼働率が上がれば、入院された患者さん、そういった方々に、デイケアでありますとか、OT、作業療法、いろんなまたサービスのほうも提供することができますので、そういったことができれば、そちらの収益のほうも向上していくということもございまして、具体的な経営目標の指針としまして、5つの項目を挙げさせていただいておりますので、今後、コロナの状況次第ではございますが、そこを見極めながら、病床稼働率の向上に取り組んでいければというふうに考えてございます。

以上でございます。

○山口裕委員長 よろしいですか。

ほかにありませんか。

○藤川隆夫委員 今の経営にも関わってくる話だろうと思えますけれども、1ページのところで、平成20年4月から、もう50床休床したまま、これは恐らくスタッフ等がないので、再開は厳しいかというふうに考えているわけなんですけれども、この50床も現在は地域医療構想の中のベッドというふうに考えていいんですよね、当然。

○渡辺病院事業管理者 一般病床だけの…

○藤川隆夫委員 休床の50床も全部の医療保険の中のベッドというカウントの中に入っているというふうに考えていいですか。

○渡辺病院事業管理者 医療構想、医療計画、それが一般病床だけの枠になっておまして……。

○藤川隆夫委員 だから、精神科はちょっと……ずれとったね。すみません。

もう一回話し始めます。この50床をどういうふうにするかが、恐らく最終的にはこの経営にも関与してくるんだらうというふうに考えております。この50床についても、10数年閉まったままになってますけれども、これはどのような利活用をしようと考えているのか、全くもう利用する計画はないのか、そこをちょっと教えていただければ。

○川上総務経営課長 そもそもこの50床につきましては、もともとが老人治療病棟としてございました病棟でございます。当時、病院局のほうの全部適用に向けて、在り方検討会で、医療の方向性でありますとか、経営の方向性を検討する中で、民間の医療機関あるいは福祉施設等で、認知症の患者様につきましては、そちらのほうで充実をしてくれているのもございまして、そちらのほうに転院をしていただくということで、折からの医師の確保の厳しい状況もございまして、その老人病棟のほうを休止させていただいている状況でございます。

現在の県下の状況でも、老人病棟につきましては、民間のほうで依然として充実したような状況でございますので、まず、老人病棟としての復活は難しいのかなということと考えてございます。

また、その精神科の病床といたしましても、民間病院を含めまして、県下で既にもう基準よりも多い病床があるということがございますので、病床を改めてまた活用するというのはなかなか厳しい状況ではないかなということと考えてございます。

そんな中で、この病棟の一部、共有スペースの部分につきましては、平成29年度に改修を行いまして、平成30年度から、いわゆる作業療法、OTを行う場として活用させていただいておりますので、現在活用ができていな

いのは、いわゆる病床の部分になっております。

この病床の部分をどうするかにつきましては、現在のところまだ結論は出ておりませんが、令和6年度からは、新たな中期計画のほうも始めないといけませんので、これから、その病床をどうするかというのも含めて、十分に検討させていただきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○藤川隆夫委員 今この50床の部分の共用部分に関しては、作業療法で使われているということで、利活用されているということは分かりました。ただ、ベッドに関しては、もうそのままずっと、何とかな、閉まったままの状態でも使っていないということになってくると、やっぱり老朽化がさらにこの部分だけでも進んでくる可能性もあるでしょうし、その老朽化が進めば危険な状況にもなりかねないというふうにも思います。そういう上で、やっぱりこここの部分にも手を入れなきゃいけないような状況も出てくるかというふうに考えておりますので、できれば、もうどっちにしろこの50床はないわけなので、きちっと整理してしまったほうがいいのかというふうな気がしております。

さっき私ちょっと勘違いしてたんですけども、地域医療構想の中に現在は入ってないけれども、最終的に精神科病院の病床自体も国のほうは恐らく入れてくるというふうに考えておりますので、そのときに整理するという考え方もあろうかというふうに思いますけれども、今のうちからこの部分をきちっとした形で整理しておいてもらったほうがいいのかというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

○岩田智子委員 3ページなんですけれども、政策的・先導的医療の展開で、表を見ると、令和3年度は、支援対象患者数27人、新規対象者2人で、延べ人数が1,501人というふうになっていて、支援対象者や新規対象者は、昨年度と比べるとあんまり変わらないか減ってる感じなんですけれども、延べ人数は増えているということは、それだけやっぱりきめ細やかにその支援をしたということだろうと思いますけれども、専従職員3人ということで、仕事が忙しく、非常勤の方がいらっしゃるのか、その体制みたいなのをちょっと教えていただければと思います。

○川上総務経営課長 現在の地域生活支援室のスタッフにつきましては、専従職員3人ということで、うち看護師が1名、こちらがセクション長という立場で従事しております。その下に精神保健師が2人おりますが、うち1名は、現在は会計年度任用職員、この1名が当たって、現行3人のスタッフで業務に当たっております。1日を平均しまして、6件程度の訪問を行っております、平均で30分程度、そういった支援を行っております。

今年度になりまして、委員お話のありました新規対象者のほうが増えてない割に訪問支援者数は伸びているというお話がございました。こちらのほうは、やはり週に複数訪問することによって、利用者の方の支援をよりきめ細かに行った結果が、この数字に出ているということで考えてございます。

現行のスタッフ3人でいきますと、やはり支援対象者としましては、アッパーとして大体30人程度かなというふうに考えておりますので、現在のこの対象患者数27人というのは、適正な利用者の数かなということで考えてございます。

以上でございます。

○岩田智子委員 ありがとうございます。とても大事なところだと思うんですね。やっぱり細かな支援をやっていって、生活ができるようにするというところで、今適正なところだということなので、少し安心はしましたけれども、また頑張っていたきたいと思えます。

それから、思春期ユニットのほうは11月から閉鎖ということで、今もう約1年になりますよね。再開のめどがどうなのかということと、あと思春期外来、やっぱりすごく重要で、私も持っていた生徒とか、いろいろ予約をしてもなかなか予約が入れないとか、そういう状況がたくさんあって、3ページのこころの思春期外来なんですけれども、今年は新患が68人ということで、その辺りのニーズとか、本当に診てほしい患者さんたちが、これで大丈夫なのかなという心配があって、本当はもっとニーズがあるんじゃないかなという、そういう思いでちょっと質問して……。

○川上総務経営課長 まず、児童・思春期の入院病床の今後の見通しでございますけれども、現在、コロナ感染患者の受入れのために、病棟を2病棟体制にしている関係で、入院しておられました患者さん、一般の患者様を、そちらのユニットのほうを休床しまして、そこに入らせていただいているという状況でございます。

したがって、やはり今後、コロナ患者の受入れをどの程度しないといけないかということで、まずは病棟の在り方から始まっていくかと思えます。病棟を元の体制に戻した上で、その中に、改めて思春期ユニットの病床を確保するということになりますけれども、現在、ユニットのほうの届出も取り下げておりますので、再開するとなると、まずは、そこに専従のスタッフを改めて体制的に寄せまして、そこで体制をつくって、受入れ

の実績をつくって、それから届出を出すというような流れになってくると思っております。したがって、やはりどうしてもコロナの今後の感染状況次第によって、そこは左右されるかなということで考えてございます。

それから、2点目の外来患者につきまして、新患の数が少なくなっているということがございました。

外来の患者数自体は増えておりますが、先ほどの前川委員の質問への回答にもちょっと関連する話でございますけれども、入院病床がないということで、やはり外来で来ていただく患者様のほうも、入院につながらないような患者様を、あらかじめ御相談の段階でお話を聞いて、それから診療をするといったことになっておりますので、どうしても新患としては制限をせざるを得ないというような状況になってございます。

以上でございます。

○岩田智子委員 先ほども御説明があって、民間のほうに御紹介をしたりとかいろいろされてることなので、本当にきめ細やかに対応していただければなと思っております。

思春期ユニットできたときに、いいのができるなと思っていて、それがコロナの患者さんにとっても、きちんと仕切られてるけん、とてもよかったんだろうと思えます。コロナが落ち着くのを本当に待つばかりだと思いますけれども、よろしくお願ひします。

以上です。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

○南部隼平委員 先ほど前川委員が話されたことに少し関連すると思うんですけれども、5ページの経営状況に関してちょっと教えていただきたいんですけれども、一般会計の繰入れというので、イのところに書いてありま

すけれども、この繰り出し基準というのは、多分非常に難しい計算式とかそういうのがあると思うんですけれども、簡単にそこを教えてください。何でもかという、平成29年は7億6,000万で、その次の年には1億円ぐらいいっている、こういったのがどういう計算でこういうふうになっているのかなというのを教えてください。

○川上総務経営課長 一般会計繰入金に対する御質問でございますが、まず、基準のほうでございます。

こちらのほうにつきましては、一般会計繰入金自体が、地方公営企業法の経費のうち一般会計において負担すべき経費が定められているということで、これを受けまして、総務省が具体的な基準を出してございます。

幾つかの項目ございますけれども、金額が大きいものをちょっと取り上げて御説明いたしますと、精神病院の運営に要する経費ということで、例えば、1床当たりの単価が決まっております、それを許可を受けた病床に掛けて算出するやつでありますとか、あるいはセーフティーネット維持のために確保しておくべき病床、こちらのほうの病床に対しての経費をいただいております。

そのほかにも、医師の確保に対する経費でございますとか、建設改良費に要する起債の利息分の経費、そういったものを一般負担金としていただいているところでございます。

2点目に御質問のありました、平成29年度から30年度にかけて、大きく負担金のほうが増えているというような御質問であったかと思っております。

こちらにつきましては、まず、一般会計のこの負担金のほうが、当時は総務省の基準によらずに、中期計画を立てる際に、財政当局のほうと決めた単価で、総務省の基準の単価、そちらのほうの基準単価が上がったとしても、前の単価で負担金のほうをいただい

ておりました。

これが、第3期中期経営計画の段階では、やはり総務省の基準によって、毎年変動ございますけれども、計画時に定められた単価ではなくて、毎年の総務省のこちらの基準単価のほうを採用させていただくということになりまして、30年度からは大きくこの金額というのが上がっているというような、そういう状況でございます。

以上でございます。

○南部隼平委員 ありがとうございます。よく分かりました。

もちろん、セーフティーネットとしての機能を有しているということは大前提として、一般的な経営という観点からいうと、こういう一般会計からの繰入金を除いた状況で、どういうふうな収益が——もちろん、医業的な収益ということが基準になってくると思うんですけれども、そういったものをしっかり加味していくというか、それを差し引いて、どのくらいそこが増減しているのかというところも見ていただきたいのと、あと、これも要望になりますけれども、中期経営計画というのを策定されていると思っておりますけれども、特に、先ほどありました新規の病床が今休止しているとか、そういった状況がある中で、ちょっと実績値も非常に低い値になってますので、何かそういったのも今後ちょっと見直しをしていく必要があるのかなとも思いますので、そちらも御検討いただければと思います。

以上です。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

○藤川隆夫委員 今日、濱元先生と平田看護部長お見えでありますので、せっかくの機会なので、先生方のほうから、恐らく人材不足で、人を集めようとしてもなかなか集まらな

いという課題等があるかというふうに考えておりますので。特に、児童・思春期に関しては、県内にその専門の先生自体が10名もないような状況、5～6名しか私も知らないんですけれども、そういうような状況がありますので、それを含めて、この議会に対して何かありましたら、ぜひ発言いただければと思います。

○山口裕委員長 では、まずは、濱元院長。

○濱元院長 先ほど御質問がありました外来の人数が入院にならないのかという話なんですけれども、実際には、ほかの病院の入院者の記録とか参照して見せてもらったことがあるんですけれども、主に児相経由で、いわゆる措置という形で入院があるので、外来から入院にというのは、当然、うちでも1か月待ち、2か月待ちですので、その間待てるということは、すぐ入院が必要でない人たちということになりますので、外来そのものは、非常に、本人と御家族の苦悩みたいなものを緩和するような形で外来をやっておりますので、理解をしていただけると親御さんも安心されますし、親御さんが安定すると子供さんも安定するということなので、そういう形で、すぐイコールではないと思います。

ただ、児相から回ってくるということは、病院自体として治療システムに対しての信頼性がないと、今公立という名前だけではどうにもなりませんので、今外来で診てますと、スクールカウンセラーとか学校関係からは、よく紹介が来るようになりましたので、そのところからやっていきたいと思います。あとまた病棟開いて、入院患者さんの治療について、私たちがある程度実績を示さないと、その辺から、同じ公立の機関ですけれども、難しいかなと思っておるところです。

あと、人材のことなんですけれども、ちょっとおわびしなくちゃいけないところもあり

ますけれども、県立病院で若手の医師を半年ほど専門の病院に派遣しまして、その後病院で働いてもらうということにしてたんですけれども、なかなかその後が続かなくて、ただ、こんなこと言っちゃあれですけれども、県内の精神科の児童・思春期の専門家の一部は、県立病院、県の配慮でそうなっているところもありますので、それを続けていきたいと思ってます。

ちょっと先輩から見ると、若い人たちが新しい分野もやってるんですけども、全体的に見ると、やはりその大人を診たその精神科医から見ると、まだ全体的なものを診ないと、ちょっとなかなかうまくいかないよねというところもありますので、私たちも、その中身を充実させたいと思います。

当院の看護師のほうは、かなり優秀な人が多いので、今回も、そのセーフティーネットというのは、入院単価に対して非常に手のかかる人を引き受けるということになりますので、全国の施設とか病院から断られた人がまた今年も入院してますので、これから先大きな問題になるだろうと思われるようなケースなものですから、そういうところに配慮をしながらやっていくところで、本当に赤字を出して申し訳ないと思いますけれども、こつこつやっていくつもりでおります。

○山口裕委員長 平田看護部長は何かありますか。

○平田看護部長 看護部の状況ですけれども、コロナが拡大する前は3病棟で何とか頑張っておりました。児童・思春期もセーフティーネットも両立させながら、コロナも診ていく時期もあつたんですけれども、いかんせん全てを効果的に看護力を発揮するのが難しくなしまして、2病棟体制になっております。

それで、看護師も民間の病院では離職率が

高いとか言われておまして、何とかうちの病院でも離職しないように、それぞれの看護師が、CVPPPという暴力防止プログラムのインストラクターの資格を今5人取得しております。それで、コロナ感染前は、他病院からお越しになる看護師を教育したりとか、それ以外では、4病院の看護学生を受け入れて実習をさせております。そこで、看護師の指導とともに、モデルとなるように、看護師のモチベーションを上げるような関わりをやっているところです。

できるだけ離職がないように配慮しながら、それから、看護師たちは、いろんな目標をそれぞれ特化したもので生かしていこうというふうな目標の下、看護体制を整えているという状況です。

○前川収委員 先生方も大変御苦労いただいておりますし、役割としてしっかり果たしていただいているというふうに思います。

そこでありますが、先ほどからお話が出ています一般会計の負担金、これは総務省の基準に基づいて、これはしっかり一般会計から出してるんですけども、その出した一般会計については、総務省のほうからきちっと交付金措置があっているというふうに思いますが、そこを確認させてください。

○川上総務経営課長 委員お話しのとおり、一般会計に繰り出していただいた経費につきましては、総務省から、国のほうから交付税措置がっております。

令和3年度の実績でいいますと、その繰り出金の43%を交付税として県のほうでいただいていると、そういう状況になってございます。

○前川収委員 そこをしっかりとアピールじゃないけれども、必要な部分としてやってるんだということを国も認めてるし、やっぱりや

らざるを得ない病院だということも考えながら、とはいえ、経営改善に努めるという努力は常に恒常的に必要だということで頑張っていたきたいと思います。

以上です。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

○坂梨剛昭委員 説明資料の4ページで、イの外來というところなんですが、令和2年、そして令和3年、これで、デイケアの参加者数とか大幅に、2年から3年に向けてはプラスに患者さんが来られているかと思えます。

下の図の3でいきますと、29年には、2万7,000人から、コロナ関係で2万3,000、そして2万1,000、そして令和3年度が2万2,000と。そういうような状況というのは、大体コロナの影響でもあるのかなというふうに思うんですが、外來の患者さんで、これだけ5,000人近くの患者の増減がある中で、やはり今まで来られていた方、それで、今コロナの関係とかで来られない方などのフォローアップとか、あと薬関係とかは取りに来られている方とかもおられるんですが、その対応はどういうふうにされているのかなというふうに思いまして御質問します。

○平田看護部長 外來の患者さんに関しては、遠方から来づらいとか、そういった方に関しては郵送でお薬をお配りしたりとか、なるだけこちらから出向いて、在宅支援という形で、その場に出向いてフォローアップするというふうに、先ほど地域医療支援の担当の分野が上がってきたのと、また相反する形にはなりますけれども、そういった形でフォローしているというのが現状だと思います。

○坂梨剛昭委員 先ほど岩田委員の質問でもあったように、訪問支援というのも含めて、そこはもうしっかりと御支援をしてもらわな

いといけないのかなというふうにも思いますし、先ほど話があっているように、コロナというのがいつ収束するかとか、そういうのもありますし、まずもって一番心配なのは、やはりその御家庭の関係性とかも非常に心配するところもあるので、ぜひフォローアップ関係も含めて注視していただきたいなと思います。

以上です。

○山口裕委員長 ほかにありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○山口裕委員長 なければ、これで病院局の審査を終了します。

これより午後1時まで休憩いたします。

午後0時0分休憩

午後0時57分開議

○山口裕委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

それでは、これより警察本部の審査を行います。

執行部の説明を求めた後に、質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のままで簡潔にお願いします。

それでは、警察本部長から御挨拶をお願いします。

山口警察本部長。

○山口警察本部長 山口委員長をはじめ委員の皆様方には、平素から警察行政の各般にわたり深い御理解と温かい御支援をいただいておりますことに対しまして、心から御礼を申し上げます。

県警察は、今後とも、予算の適正かつ効率的な執行に留意しつつ、県民の皆様のご安全と安心の確保のために全力を尽くしてまいりますので、引き続き御理解と御支援を賜ります

ようよろしくお願い申し上げます。

本日は、この後、決算の概要等につきまして警務部長から、その詳細につきましては会計課長から説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○山口裕委員長 次に、警務部長から、決算概要の説明をお願いします。

清水警務部長。

○清水警務部長 警務部長の清水でございます。

令和3年度決算の御説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会において御指摘を受けました警察関係の施策推進上改善または検討を要する事項等の措置状況について御報告をいたします。

1つ目の御指摘は、「サイバー犯罪対策について、DXが進展する中でその強化が重要になるので、必要な予算を確保し、サイバー犯罪に関わる捜査員の育成や機材整備の充実を図ること。」でございます。

この御指摘に対する措置状況について申し上げますと、捜査員の育成につきましては、県警察が委嘱するサイバー犯罪テクニカルアドバイザー及び民間企業による研修の実施、サイバー犯罪対策に関するシンポジウムへの参加等といった従来の取組を継続するとともに、新たに一般財団法人日本サイバー犯罪対策センターに対する捜査員の派遣、同センターの職員による講義の開催等を行うこととしております。

機材設備の充実につきましては、スマートフォン等を解析するための資機材が整備されておられない警察署に対して、資機材を整備することとしております。

また、関係省庁に対しましても、サイバー犯罪の捜査に必要な資機材等の物的基盤の整備充実を要望しておるところでございます。

2つ目の御指摘は、「警察職員の定員につ

いて、警察官1人当たりの負担人口が他県を大きく上回る状況が続いており、適切に警察機能が果たせるのか懸念されるので、引き続き、定員増に向けた取組に努めるとともに、必要な予算を確保して、装備の増強、システムの高度化などに取り組み、人員不足に対応すること。」でございます。

この御指摘に対する措置状況について申し上げますと、定員増に向けた取組につきましては、関係省庁に対し、警察官の増員による人的基盤の充実を要望いたしました。

また、人員不足に対する対応につきましても、限られた体制で警察機能を最大限に発揮できるよう、勤務管理等について電子決裁を導入するなど、業務の合理化、効率化を図ったところでございます。

今後も引き続き、関係省庁に対する要望を行うとともに、業務の合理化、効率化に資する資機材の導入、システムの高度化等、御指摘を踏まえた取組を推進してまいりたいと思っております。

それでは、令和3年度決算の概要について御説明をいたします。

お手元の令和4年度決算特別委員会説明資料の1ページを御覧ください。

まず、歳入から申し上げますと、予算現額は34億2,197万6,000円でございます、調定額は32億6,793万4,000円でした。

収入調定した額のうち、収入済額は32億6,494万1,000円で、収入未済額は299万3,000円でした。

収入未済額については、放置違反金、交通事故による公用車の損害賠償金に係る未収金でございます。

次に、歳出について御説明をいたしますと、予算現額は391億7,517万5,000円で、支出済額につきましては382億2,969万5,000円でした。執行率は98.1%になります。

翌年度繰越額は2億3,906万4,000円で、その内容は、主に警察施設整備に係る事業費で

ございます。

不用額につきましては、5億641万5,000円で、その内容は、主に職員給与費等の人件費及び各事業実施後の執行残でございます。

以上、警察本部の令和3年度決算の概要について御説明いたしました。

詳細につきましては、会計課長から御説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○山口裕委員長 次に、会計課長から、決算資料の説明をお願いします。

○合瀬会計課長 会計課長の合瀬でございます。

まず、さきにお渡ししておりました座席表に変更があり、本日、新しい座席表を卓上にお配りしております。差し替えていただきますようお願いいたします。

それでは、令和3年度決算の御説明に先立ちまして、本年度の熊本県監査委員による定期監査の指摘事項について、事案の概要とその後の措置状況をお手元の資料に基づき御説明いたします。

資料にある監査結果指摘事項を御覧ください。

1つ目の指摘事項は、資料1ページの公用車による人身交通事故についてでございます。

まず、事案の概要ですが、令和3年12月、捜査第一課の職員が捜査のため公用車を運転中、前方不確認により信号停車中の軽四輪自動車に追突した人身交通事故であります。

本件の措置状況についてですが、事故当事者に対する個別指導をはじめ、朝礼、個々面接等の機会を捉えて交通安全に関する指導教養を行ったほか、運転前の職員に対する注意喚起を徹底するなど、職員の交通安全意識の高揚と交通事故防止に努めているところであります。

次に、資料2ページ目を御覧ください。

2つ目の指摘事項は、交通規制課所管の道路標識設置工事の設計誤りによる是正工事についてでございます。

まず、事案の概要ですが、令和3年度の熊本市中心区新町2丁目における道路標識設置工事において、一方通行の終点を示す標識を誤って逆向きに設計し、そのまま施工したというものであります。

本年4月、市民からの情報提供により誤設置であることが判明し、その後は是正工事を行ったものであります。

本件の措置状況についてですが、その後の道路標識設置工事については、複数人による設計図の確認、施工伺い時の確実な書類点検、竣工検査時の複数人による目視点検等を行っており、再発防止に努めているところであります。

次に、資料3ページを御覧ください。

3つ目の指摘事項は、年末調整の誤報告による延滞税の発生についてでございます。

まず、事案の概要ですが、平成30年及び令和元年の年末調整において、所属の担当者が、障害者非該当である職員について、誤って障害者該当として報告したため、所得控除額が本来の額より増額となり、その年の所得税が本来の額よりも低い額での納付となったものであります。

令和3年に、職員の申告により誤報告であることが判明し、職員は所得税を追徴するとともに、熊本県が延滞税を支払ったものであります。

本件の措置状況についてですが、現在は、職員が申請内容をシステムに直接入力することで、年末調整報告書が自動作成されるシステムを構築しており、人為的ミスの発生防止に努めております。

引き続き、報告書等関係書類の確実な点検をはじめ、各所属の指導教養を徹底するなど、再発防止に努めてまいります。

次に、資料4ページを御覧ください。

4つ目の指摘事項は、電気料金の支払い遅延に伴う遅延利息の発生についてでございます。

まず、事案の概要ですが、令和3年3月分の警察学校東寮の電気料金について、担当者が作成した支出書類が他の書類に紛れてしまい、その結果、納付期限内に支払いが間に合わず、遅延利息が発生したものであります。

本件の措置状況についてですが、日々執務室を整理整頓することで書類の保管場所を明確にするとともに、支出書類は確実に複数人でチェックするなど、再発防止に努めているところであります。

以上が定期監査による指摘事項の説明となります。

続きまして、令和3年度決算につきまして、お手元の資料に基づき御説明いたします。

お手元の令和4年度決算特別委員会説明資料を御覧ください。

2枚めくっていただいて、資料2ページ以降にあります歳入に関する調べについて御説明いたします。

警察関係の歳入予算は、合計で34億2,197万6,000円計上しております。

その大半が、運転免許関係手数料等の使用料及び手数料及び警察施設補助金等の国庫支出金でありまして、使用料及び手数料の予算現額が19億1,085万8,000円、国庫支出金の予算現額が11億6,258万5,000円で、全体の90%を占めております。

なお、表の中ほどの欄にあります不納欠損額はありませんでした。

収入未済額につきましては、後ほど附属資料で御説明いたします。

次に、その右側の欄にあります予算現額と収入済額との比較についてですが、予算に対して収入済額が大きく増減しているものについて御説明いたします。

資料7ページを御覧ください。

中段に国庫支出金とありますが、予算現額11億6,258万5,000円に対して、収入済額が10億3,142万5,000円、その差がマイナス1億3,115万9,000円となっております。

これは、次の8ページの中段になりますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金によるものでございまして、当初予定していた警察棟を含む県庁舎の空調機更新工事に関して、資材の入手難により翌年度に繰り越したことによるものであります。

以上が歳入に関する説明となります。

続きまして、資料の13ページを御覧ください。

次に、歳出に関する調べについて御説明いたします。

警察費総額390億7,954万5,000円に対して、支出済額が383億5,467万9,000円でありまして、その差額のうち翌年度繰越額については、後ほど附属資料で御説明いたします。

以下、不用額4億8,580万1,000円のうち、金額の大きいものについて御説明いたします。

まず、警察本部費の不用額2億766万8,000円についてですが、備考欄に記載しておりますが、その主なものとしては、職員給与費と退職手当の人件費の執行残で合計1億5,530万1,000円、光熱水費の節減による執行残で5,236万7,000円の不用額であります。

次に、装備費の不用額3,430万8,000円についてですが、その主なものとしては、車両燃料費、車両修繕費等の執行残で1,625万6,000円、ヘリコプターテレビシステム地上設備の更新工事費の執行残で1,805万2,000円の不用額であります。

次に、資料14ページの警察施設費の不用額7,210万6,000円についてですが、その主なものとしては、法定検査料等の執行残で4,466万8,000円、熊本中央警察署エレベーター改修費の執行残で2,022万7,000円の不用額であ

ります。

次に、運転免許費の不用額1,217万5,000円についてですが、その主なものとしては、運転免許講習委託等の執行残で748万5,000円、運転免許センター運営経費等の執行残で166万6,000円の不用額であります。

次に、資料15ページの警察活動費の不用額1億5,732万7,000円についてですが、その主なものとしては、上段にある警察活動旅費、消耗品等の一般警察運営費の執行残で4,948万4,000円、中段にある犯罪捜査に係る通信費等の刑事警察運営費の執行残で2,349万2,000円、自動車保管場所調査費等の交通警察運営費の執行残で5,507万6,000円の不用額であります。

続きまして、資料17ページを御覧ください。

中段の災害復旧費でございまして、予算現額9,563万円に対して、支出済額が7,501万5,000円、不用額が2,061万4,000円であります。

これは、令和2年7月豪雨で被災した警察施設及び交通安全施設の災害復旧費の執行残によるものであります。

以上が歳出に関する説明となります。

それでは、最後になりますが、お手元の資料にある令和4年度決算特別委員会附属資料を御覧ください。

表紙をめくって1ページの令和3年度繰越事業調べについて御説明いたします。

全部で8つの事業について、それぞれ令和4年度に繰り越しておりますが、施設整備に係る諸条件の変更等により、年度内の完了ができなかったものでございます。

1段目から4段目までは警察施設設備に係る事業でありまして、新型コロナウイルス感染症の蔓延等に伴い、資材の調達が困難であったものや、入札不調等に伴い、年度内に工事が完了しなかったものであります。

次に、下の4段については、警察活動に係

る事業でありまして、同様に、資材の調達に困難であったものや、国の補正予算等に伴い、年度内に工事等が完了しなかったものがあります。

既に完了した事業もございますが、現在の進捗状況につきましては、表の右側に記載のとおりでございます。

次に、資料2ページの令和3年度収入未済に関する調べについて御説明いたします。

収入未済の内容でございますが、1の歳入決算の状況にありますとおり、上から順に、放置違反金の延滞金が4万1,000円、2段目の放置違反金が75万3,000円、3段目の交通事故等による公用車損壊に係る損害賠償金が219万9,000円でございます。

次に、2の表については、収入未済額の過去3か年の推移でございます。

次に、3ページを御覧ください。

3の表は、収入未済額の状況として、未収金の種類ごとに件数及び金額の内訳を記載したものであります。

次に、4の令和3年度の未収金対策についてですが、記載のとおり、各種取組を強力に推進しているところであり、今後も引き続き未収金の早期回収に取り組んでまいります。

資料4ページを御覧ください。

取得用地の未登記一覧表について御説明いたします。

一覧表の中ほどにあります登記残筆数(G)の欄について、平成27年度以降、毎年度1件を計上しております。

これは、備考欄に記載しておりますが、平成27年度に移転新築した熊本北合志警察署植木交番について、熊本都市計画事業植木中央土地区画整理事業の対象地である仮換地に新築したことから、令和2年度まで未登記となっていたものです。

なお、令和4年3月に土地区画整理事業が完了し、交番用地の登記がなされたことから、現在は登記残は解消しております。

以上をもちまして、警察本部における令和3年度決算の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○山口裕委員長 以上で説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料名並びにページ番号を述べてからお願いいたします。

それでは、質疑に移ります。質疑はありますか。

○前川収委員 歳出のほうの、ちょっとどこに書いてあるかがよく分からないんですけども、何ページかは。信号機ですね。交通部長かどなたか。

信号機の件で、これは、警察施設費なのか何費なのか、活動費なのかよく分かりませんが、それはどこになりますか。信号機の新設設置費用は県警の予算の中に入っていると思いますけれども。

○合瀬会計課長 ただいま前川委員からの信号機の予算についてということで御質問でしたので、お答えいたします。

資料の17ページにありますが、交通安全施設費の交通安全施設等整備費でございます。一番上の段でございます。交通安全施設費です。

○前川収委員 14億2,162万1,000円ですね、交通安全施設費。

○合瀬会計課長 その中に含まれております。

○前川収委員 分かりました。

この予算というのは、なかなか難しく、毎年毎年増額するわけにはいかないと思いますが、我々が地方でいろいろな活動をやっ

いると、信号機をつけてくださいという一定のニーズが常にあります。それは、市町村の交通安全委員会か何かを通してながら、各県警、警察庁のほうに要望として出しているというふうに思いますが、充足率というんですかね、そのベース、分母をどこにするかでかなり変わってくると思いますけれども、つけなければならない信号機の台数とつけることができている信号機の台数、まあ充足率という形かなと思いますが、それがどの程度なのかということが1つと、それと、これは警察のほうにもきちっと言ってほしいところがあるんですけれども、つけてほしいというニーズが出て、つけられませんかとは答えられます。なぜつけられないかという、物理的につけられない、つまり交差点の形状によってはつけることが困難な交差点が確かにある、そういうのがあまり説明されてない。

それと、最近、信号機まではついでよかですけど、点滅信号をつけてくれというニーズが時々あるんですね。赤で点滅したり、黄色で点滅している点滅信号。ところが、この点滅信号というのが、熊本と九州ぐらいにしかなくて、他県、関西とか関東にはほとんどないと、非常に独特なものなんだという理由も聞きながら、それもほとんど設置されていないという状況なんですね。

それで、もう点滅信号についてはつけないという方針であられるのだろうと私は思っていますけれども、そういう全体的なニーズに対して、きちっと——交差点で進入路に車が1台止まっていたら、右折してきた車がそこから入れないとか、要するに、ちゃんと2車線ずつあって車が行き来することができる交差点以外は、信号をつけてもなかなか難しいでしょう。そっちがつかえますから入れないんで、待っていれば。それは駄目ですよとか、もしくは点滅信号は最近もうやってないというお話とかをきちっとアナウンスされているのかなというのが1つ、そのことにつ

いてまたお答えいただければと思います。

それと、これは余談ですけども、一昨年だったか、昨年だったか、議会で交通安全、一時停止のことをしっかりやっていこうという決議をやったですね、交通安全推進の決議を。それがどういうふうに影響が出ているかについて、去年だったと思いますので、お願いします。お答えいただければと思います。

○堤交通規制課長 交通規制課長堤です。

ただいまの委員の御質問についてお答えをしたいと思います。

まず、1点目の信号機、どれくらい設置という話なんですけれども、ここ4年間ぐらいで平均しますと、毎年、各警察署から70基程度の信号機設置の要望がなされておりますけれども、そのうち設置基準に合致するのは15%から20%ということで、大体10基から15基ぐらいの間を毎年設置しているという状況になっております。

この設置要望の中から、設置基準、これは警察庁のほうに信号機の設置基準というのを示していますので、それに合致した場所、設置基準に該当する場所については、毎年、この70の要望の中から合致する大体10から15ぐらいを予算要求をして設置しているという状況にあります。

2点目の点滅信号機につきましては、これも警察庁の方針で、点滅信号機については減らしていくというふうな指示がなされております。

ただ、なくすだけではいけませんので、点滅信号機の代替としまして、一時停止の規制とか、そういうふうなことで代替が利く場所であれば、一灯式の信号機、これを廃止しまして、別の一時停止の規制とかで代用しているという状況でございます。

昨年、横断歩道等につきましては、予算のほうを多くつけていただきまして、71キロの距離の横断歩道を、今年度予算については、

91キロということをつけていただいております。

横断歩道等の摩耗率を確認しまして、全体の2割程度が摩耗をしているというところで、現在、予算等を使って横断歩道の塗り替え等を行っているところでございます。

○山口裕委員長 法令制定の効果はいかがですか。

○前川収委員 意見書たい。（「決議」と呼ぶ者あり）

○山浦交通指導課長 それを受けまして、歩行者妨害、いわゆる横断歩道を渡るときの違反についてでございますが、例年、大体600から700件ぐらいの年間違反でございましたが、平成2年、3年と取締りを強化いたしまして、昨年は3,000件を超える違反を検挙しております。

それに伴いまして、横断歩道での停止率は50%後半になりまして、全国で上位5位にたしか入ったと思われまして。かなり停止率も向上したようになっております。

○前川収委員 毎年70件ぐらいの信号機の申請があって、そのうち設置基準に適合するのが10から15ぐらい、その適合したところについては設置してきているというお答えだったというふうに思います。

この70基の中に、15%から20%以外は適合してないわけですね。

○堤交通規制課長 はい。

○前川収委員 つまり、適合してないところも、申請件数としてはずっと上がり続けてきて、私たちの周りの認識でいうと、適合してないけれども、毎年毎年信号をつけてくれつけてくれというお願いがずっと残ってきてい

るんじゃないかなと思うんですね。

ですから、この適合基準というのは、なかなか難しい部分は当然専門性があるかもしれませんが、丁寧にできないところの理由を、例えば市町村の首長さんとか——市町村の首長さんもお苦しみなんです、住民側から言われて、はよつくってくれて。はよつくってくれと言われたって、つくれないものをつくってくれという、適合基準に合っていないという話であれば、それがずっと繰り返されているような気がしますので、ぜひそこは丁寧に、例えば毎年70件あって、15%から20%以外の80%から85%の信号機は基準に合っていないわけですから、そこにはお返ししてもらわにやいかぬわけですね。申請はありましたけれども、実はおたくのこの申請については、こうこういう理由で設置できない、適合基準に合ってませんという話を。つけたければ、その基準に合うような道路形状を変えるとか、まあ交通量の問題もあるかもしれませんが。適合できることもできないこともあると思いますが、そういうのをきちっとお返しただいている行動があるのかどうなのか、お答えいただければと思います。やっていらっしゃるかどうか。

それと、いいですか、引き続き。

○山口裕委員長 どうぞ。

○前川収委員 さっき私は、去年、決議を県議会で、異例でしたけれども、交通安全に関する決議で、交差点に入る一時停止を徹底してやりましょうという、まあ啓蒙的な私たちの県議会の中での決議だったんですね。それをやらせていただきまして、まあ大分取締りも頑張っていたいたんでしょうけれども、あの当時やった理由は、多分、全国ワーストワンで、交差点の横断歩道の前で止まらないのが一番多いと熊本県は、と言われていたわけです。

それは、このままじゃいかぬぞという話で、僕らは何ができるかというのは、少ないんですけども、選択肢は。それでも、やっぱり県議会が、県民を代表する機関として、ちゃんと決議をして、みんなで交通安全の一時停止もやりましょう、交通安全に努めましょうというお話で、そういう決議もやらせていただきました。

今聞くと、私の当時の記憶でいくと、全国ワーストワンだったその止まらない率が、全国で上位5番目ぐらいになったというのは、劇的にやっぱり改善されたということだと思います。全国ワーストワンだったら、46か47番目ですからね。そういうのをぜひ教えてください。せっかく我々が考えて、しっかりそういう運動も決議も議会の本会議でやっているから、そういう決議をやったことに対する成果があったかどうかとかというのは、我々にとってはとても大切なことですから。そういうのが、まあ、まだ正式に出てないのかもしれませんが、そういうのが分かればまた教えていただきたいと思います。

○西村交通部長 交通部長です。

委員から御指摘がございました説明の件につきましては、現在も行っておりますが、説明不足の点もあったかと思えます。

今後、丁寧に説明いたしまして、御納得いただけるように努めていきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

それと、先ほどの停止率につきましては、委員の方々への情報提供につきましては、この停止率も今週発表されたものですから、その点の配慮が足らず、申し訳ありませんでした。

今後は、スピーディーな御報告、御説明を行ってきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

○山浦交通指導課長 委員から御指摘ありま

したけれども、ワーストワン、最下位ではなく、下のほうではあったんですが、最下位ではございませんでした。

頑張った結果、御支援等もいただきまして、今年はかなり上位のほうに食い込んできております。今後とも御支援をよろしく願います。

○前川収委員 失礼しました。ワーストワンかと思っておりましたが、それは汚名ですよ、ワーストワンと言われりゃ。でも、より改善に向けてしっかり努力してください。

それと、今部長のほうからもお話しいただきましたが、なかなか県民の方は、予算がないからつけられないという誤解が今でもあります。ですから、そうじゃなくて、信号はどこでもつけれるわけじゃなくて、きちっとした適合基準というのがあって、それを満たさないといけられないということと、その場所にはなぜ適合してないかということとをきちっと説明いただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○山口裕委員長 先ほど条例と申し上げましたが、決議ということで訂正をさせていただきます。

私も、今ので関連してよろしいですか。

実は、決議を決めて、信号のない交差点で、停止する車両が増えたというのは喜ばしいことなんですけれども、一方で、歩行者が確認をせずに渡る場面というのが増えたやに聞いております。

実は、急ブレーキ踏んで事故した人を知っておりまして、途端に自転車に来てすっと渡ったので、どうも回避ができなかったということだったんですけども、何かそういったことも今後指導の一環として盛り込んでいただければなと思えますが、いかがでしょうか。

○山浦交通指導課長 ただいま御指摘がありましたように、自転車等につきましては、取締り、指導等を強化しているところではございますが、全て補うことができないのは確かでございます。

歩行者等も併せ、立番等の強化をし、指導、取締り等の強化で事故の減少に努めたいと思っております。

○山口裕委員長 よろしくお願ひします。

ほかにありませんか。

○堤泰之委員 収入のほうの2ページ、3ページ、自動車の免許関係の収入なんですけれども、別のところで交通安全協会さんの収入がかなり減っていて、それは免許関係を取得される方がかなり減っていらっしゃるという情報を聞いたこともあったんですけども、そちらのほうでこちらの免許関係の収入も入っているんじゃないかなという点、今どれぐらいの推移になっているのかという点と、安全協会、私もちょっと見守りやっていますけれども、現場のほうで物品の不足であるとか活動費の不足が起こっておりまして、そういったものが交通安全活動の予防活動のちょっと妨げになってきているんじゃないかなと懸念しておりまして、それに対して、今どのような状況になっているか教えていただければと思います。

○西村交通部長 ただいま御質問の交通安全協会につきましては、全く別組織、別会計でございますので、この歳入、歳出とは一切関係ないということで御理解いただきたいと思ひます。

また、交通安全協会の資材関係につきましても、現状では交通安全協会のほうで協会費等で運営していただいているという状況でございます。

以上です。

○堤泰之委員 実質的に、交通安全活動を地元でされていて、予防がなされているというか、交通事故の防止がなされている部分があると思うんですね。そこのやはり連携というか、共通認識というものをやっぱりちょっと取っていく必要があるのかなと感じましたので、よければちょっとそこのほうに目を向けて、今後の事故との関連性について目を向けていただければと思ったところです。

○坂田孝志委員 ちょっと今の関連で、この前、私も更新に行きました。で、交通安全手数料を払いますよね。安全協会、これ加入していただけますかと言うのかな、任意でもんね。なら、払います。こっちに対しては、いや、私はお金ありません、入りませんって、何人かおたごたる。

となれば、手数料を少し上げて、要するに、その交通安全協会分も含んで、交通安全協会に少し落とせばいいんですよ。全員からもらうことになれば、下げているから。そうしたほうが公平じゃないのかな。そして、ここで入った分を交通安全協会に、何というか、配付というかな、交付かな、そういうのをせんと、払う者と払わぬ者とおって、それでよかとだらうか。交通安全を推進していく上で、俺は払わぬて、それをあからさまに言うんですから。公平の観点から、よかとだらうかなと思ひながらですね。協会には交付すりゃいいんだよ、ここから、本部から。

○西村交通部長 非常にうれしいお言葉をいただきましたが、交通安全協会につきましては、現状はあくまでも任意団体でございますので、手数料関係に上乗せするというのも一つの考え方かと思ひますが、手数料につきましては、全国的な基準でやっておりますので、なかなか本県のみそれに上乗せするとい

うのが非常に難しいということで、交通安全協会のほうも各種活動等をされておりますので、県民の方に御理解をいただいて御協力をいただくという現状のやり方で、当分頑張っていくしかないというふうには考えておりません。

○坂田孝志委員 もう一遍聞いてよかですか。どのくらいですか、加入率は、ざっと。

○西村交通部長 県全体で見まして、約30%弱ぐらいです。

○坂田孝志委員 加入率が。

○西村交通部長 はい。

○坂田孝志委員 やっぱり少なかな。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○山口裕委員長 なければ、これで警察本部の審査を終了します。

ここで、説明員の入替えのため、13時45分まで休憩いたします。

午後1時37分休憩

午後1時44分開議

○山口裕委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

これより、出納局及び各種委員会等の審査を行います。

審査は、出納局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局、議会事務局の順に説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のままで、簡潔にお願いします。

それでは、まず会計管理者から、出納局の

決算概要の説明をお願いします。

○野尾会計管理者 会計管理者野尾でございます。

出納局の令和3年度決算概要について御説明申し上げます。

お手元の決算特別委員会説明資料、出納局の1ページをお開きください。

令和3年度歳入歳出決算総括表により御説明いたします。

当局では、一般会計及び収入証紙特別会計の2会計を所管しております。

まず、歳入の決算状況でございます。

一般会計の収入済額は6,400万円余、収入証紙特別会計の収入済額は28億2,600万円余で、ともに不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、歳出の決算状況でございます。

一般会計の支出済額は6億2,400万円余、不用額は2,100万円余となっております。

不用額の主なものは、入札や経費節減に伴う執行残でございます。

また、収入証紙特別会計の支出済額は25億5,700万円余で、不用額は2億4,200万円余となっております。

不用額は、各種手数料等の収入実績が見込額を下回ったことに伴う一般会計繰出金の執行残でございます。

以上が令和3年度決算の概要でございます。

詳細につきましては、各課長が御説明いたしますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

○山口裕委員長 引き続き、各課長から説明をお願いします。

○杉本会計課長 会計課でございます。

まず、本年度の定期監査における指摘事項につきましては、出納局はございません。

続きまして、会計課の決算について御説明申し上げます。

決算特別委員会説明資料の2ページをお願いいたします。

まず、一般会計の歳入ですが、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、3ページをお願いいたします。

一般会計の歳出です。

3段目の会計管理費は、主に総合財務会計システムの管理運営経費でございます。

不用額の1,546万円余は、執行残でございます。

次に、4ページをお願いいたします。

収入証紙特別会計です。

まず、収入で、収入証紙の販売代金等を計上しておりますが、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、5ページをお願いします。

歳出でございますが、一般会計繰出金は、収入証紙を用いた各種手数料の収入実績額25億5,746万円余を一般会計へ繰り出しているものでございます。

不用額の2億4,253万円余については、見込額を下回ったことによる執行残でございます。

会計課は以上でございます。

○枝國管理調達課長 管理調達課でございます。

6ページをお願いいたします。

一般会計の歳入でございます。

いずれも、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、7ページをお願いいたします。

一般会計の歳出についてでございます。

最下段の会計管理費で500万円余の不用額が生じておりますが、これは経費節減等に伴う執行残でございます。

続いて、附属資料の1ページをお願いいたします。

財産処分として、不用となった公用車9台分を売り払い、120万円余の収入がございました。

管理調達課は以上でございます。

○山口裕委員長 次に、人事委員会事務局から、決算概要と資料の説明をお願いします。

○西尾事務局長 人事委員会事務局長の西尾でございます。

まず、定期監査における指摘事項はございません。

続きまして、決算の概要につきまして、お手元の人事委員会事務局の説明資料に基づき説明いたします。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出決算の総括表でございます。

内容につきましては、2ページ以降で御説明いたします。

2ページをお願いいたします。

歳入につきましては、収入済額が292万9,000円で、不納欠損額、収入未済額はございません。

3ページをお願いいたします。

歳出につきましては、支出済額は1億5,724万3,000円で、翌年度への繰越しはございません。

不用額は977万5,000円でございますが、内訳は、委員会費が、人件費等の執行残64万9,000円、事務局費が、新型コロナウイルス感染症の影響による旅費などの執行残及び経費節減に伴う執行残912万5,000円でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○山口裕委員長 次に、監査委員事務局から、決算概要と資料の説明をお願いします。

○西浦事務局長 監査委員事務局長の西浦で

ございます。

まず、定期監査における指摘事項はございません。

続きまして、決算の概要について、お手元の説明資料に基づき御説明いたします。

1ページをお願いいたします。

1ページは、歳入歳出決算の総括表でございます。

内容につきましては、2ページ以降で説明いたします。

2ページのほうをお願いいたします。

歳入につきましては、雑入でございますが、不納欠損額、収入未済額はありません。

3ページをお願いいたします。

歳出につきましては、支出済額が、委員費1,959万円余、事務局費1億6,135万円余となっております。内訳は、監査委員、事務局職員の人件費及び事務費でございます。

また、不用額のうち、委員費41万円余につきましては、人件費等の執行残、事務局費414万円余につきましては、経費節減に伴う執行残でございます。

以上、御審議のほどよろしく御願いたします。

○山口裕委員長 次に、労働委員会事務局長から、決算の概要と資料の説明をお願いします。

○吉野事務局長 労働委員会事務局でございます。

まず、定期監査における指摘事項はございません。

続きまして、決算の概要につきまして、お手元の労働委員会事務局説明資料に基づき説明させていただきます。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出決算総括表でございます。

右側の歳出につきまして、次の2ページで説明をさせていただきます。

2ページをお願いいたします。

歳出につきましては、1段目の労働委員会費の支出済額は1億123万9,000円でございます。

内訳は、2段目の委員会費が、委員報酬15人分の2,037万4,000円、3段目の事務局費が、事務局の職員給与費と委員会・事務局運営費を合わせた8,086万5,000円でございます。

不用額が全体で586万5,000円ございますが、内訳は、2段目の委員会費が、委員報酬の執行残351万2,000円、3段目の事務局費が、職員給与費と委員会・事務局運営費を合わせた執行残235万3,000円でございます。

以上、御審議のほどよろしく御願いたします。

○山口裕委員長 次に、議会事務局長から、決算概要と資料の説明をお願いします。

○手島事務局長 議会事務局長の手島でございます。

まず、定期監査における指摘事項について御説明申し上げます。

お手元の監査結果指摘事項を御覧ください。

監査におきまして、経理事務について、3点の課題が示され、熊本県会計規則等に基づく適正な事務処理が図られるよう経理事務の総点検を行った上で、組織的な進行管理体制やチェック体制の強化に努めるよう指摘を受けたところでございます。

まず、1点目の一般需用費、一般役務費の計18件についてでございますが、担当者が請求書の管理を怠り、支払いが遅れたものでございます。

次に、2点目のヘルメット用丸形紙帽子等の物品の購入代金についてでございますが、担当者が支出負担行為書の作成を怠り、その後の支払い事務を行わなかったことから、未

払いとなっていたものでございます。なお、現在、支払いは完了しております。

最後に、3点目の令和4年3月分の議長交際費精算報告がなされていないことについてでございますが、所属では決裁を終えていたところでございますが、会計課への提出を怠っていたもので、現在、精算報告は完了しております。

対応状況についてでございますが、支払い遅延、未払いの処理に伴い遅延利息が生じているため、その支払い方法を関係課等と協議中でございます。協議が調い次第、速やかに支払ってまいります。

今後、経理事務に当たりましては、支払い完了まで複数人によるチェック体制の強化を図り、組織として再発防止に万全を期してまいります。

特に、件数が多く、管理が不十分でございました請求書の扱いにつきましては、班長が一括して受け取り、確認表に請求書受付日を記入の上、担当者に処理させることで、支払い遅延を防止いたします。

続きまして、決算の概要につきまして御説明申し上げます。

議会事務局、決算特別委員会説明資料の1ページをお願いいたします。

歳入歳出決算総括表でございます。

詳細につきましては、2ページ以降で御説明させていただきます。

2ページをお願いいたします。

歳入でございますが、国庫支出金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、繰越事業の財源の一部となるものでございますが、2,000万円余を令和4年度へ繰り越しております。また、190万円余の実績額が収入済みとなっております。

2段目の繰越金の収入済額は、130万円でございます。これは、議会運営感染症対策事業費の繰越金でございます。

3段目の諸収入の収入済額は、620万円余

でございます。これは、政務活動費の返還金でございます。

なお、不納欠損額、収入未済額ともにございません。

次に、3ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1段目の議会費の支出済額は12億6,000万円余で、不用額は3,200万円余でございます。

不用額の内訳でございますが、備考欄にございますように、2段目の議会費の1,159万円余は委員会旅費等の執行残、343万円は委員会バス運行委託等の執行残で、3段目の事務局費の1,531万円余は、事務局の運営に係る事務費の執行残でございます。

なお、事務局費におきまして、翌年度繰越額が2,000万円余でございますが、詳細は後ほど御説明いたします。

続きまして、繰越事業につきまして御説明申し上げます。

別冊の決算特別委員会附属資料の1ページをお願いいたします。

委員会室等マイクシステム導入事業の費用といたしまして、2,000万円余を繰り越しております。

これは、感染拡大防止を図る一方で、常任委員会、特別委員会のネット中継に当たり、より円滑な会議の運営とするもので、年度内に十分な事業期間を確保できなかったため、繰り越したものでございます。

なお、進捗率は0%となっておりますが、現時点では必要な契約を締結し、次期定例会の委員会から運用開始予定としております。

以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○山口裕委員長 以上で出納局及び各種委員会等の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料名並びにページ番号を述べてからお願いいたします。

それでは、質疑はありませんか。

○前川収委員 出納局にお尋ねをいたします。

説明資料の何ページだったかな、1ページでいいんですけども、一般会計と収入証紙特別会計、2つの会計で成り立っていますが、収入証紙の件なんですけれども、世の中はペーパーレス化ということで、紙をなるべく減らしましょうというような動きがあります。その上で、収入証紙については、今でも収入証紙を買って貼り付けて出すという、かなり昔のやり方というのは全く変わってないというふうに思っています。

それは、様々なそのことによって生まれる収入もあると思いますし、経費もたくさんかかっているというふうに思うんですけども、ちょっと一般論で大変恐縮ですけども、その収入証紙について、手数料をちゃんと取るというのは当然ですから、それをただにしろという意味じゃなくて、徴収の方法として、収入証紙を売ることによって徴収している今のやり方を改善する動きとか、改善したほうがいいという考え方とか、そういうのはないんですか。

○野尾会計管理者 去る9月議会の一般質問でお答えしましたように、収入証紙については、先生おっしゃるように、10都府県ではもう既に廃止または廃止予定となっております。

ですから、そういう——そして、たしか58年ぐらいもう制度があります。そういうふうな状況になっていますし、おっしゃったように、世の中は、いわゆるアプリで、スマートフォンで決済ができるような状況になっていますので、そこは、今財務会計のシステムの改修を予定してまして、それに併せて証紙については、廃止を含めた大幅な見直しを今考えております。

以上です。

○前川収委員 時代に合った形で変更してもらえればと思います。

もう1つ、消費税のインボイス化がいよいよ始まってくるわけですけども、これは会計の中では非常に大きな部分があるんだろうと思います。

要するに、庁内だけで動いているのであればいいんですけども、外にいろんな会計が生まれてきますよね。会計論全般の中で、インボイスに対する対応はどうなさっているのか、教えてもらえればと思います。一般的な話で、決算とは関係ないけれども。

○杉本会計課長 ちょうどインボイスの登録のほうを先日税務署のほうに届けて、番号をもらったところでございます。

ただ、これは一般会計分でございます、インボイスについては、各特会ごとに登録して手続を経ることになっていますので、今からこちらのほうで指導しながらやっていきたいと思っております。

○前川収委員 適切に対応してもらえればと思います。

恐らく民間では、インボイスに移行することによって少し混乱が多分生まれるだろうなということを感じていまして、まあそれは民間だったら仕方ないけれども、役所でそれが混乱したと言われることがないように、ぜひお願いします。

以上です。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

○藤川隆夫委員 管理調達課にお尋ねです。

公用車を9台、不用品として売り払っているんですけども、現時点において公用車というものがだんだん減ってきていると

は思うんですね、県庁全体として、昔に比べれば。現在何台ぐらい持っていて、廃棄するに当たっての基準みたいなものがあれば教えていただければと思います。

○枝國管理調達課長 管理調達課でございます。

公用車の台数につきましては、申し訳ございません、ちょっと手持ちにありませんので、また後ほどお答えします。

公用車の売却の基準につきましては、車種の区分によりましていろいろ基準がございますが、代表的なものとしまして、乗用車でございますけれども、経過年数が13年以上かつ走行距離が15万キロ以上、あるいは経過年数が15年、これは走行距離にかかわらずでございます。それからもう1つ、走行距離が20万キロ以上、これは経過年数にかかわらずでございますけれども、こういった基準を各種類ごとに設けまして、廃車基準というのを設けておるところでございます。

○藤川隆夫委員 大体毎年これぐらいの台数が、だんだん不用品として売却されていくというふうに考えていいですかね。

○枝國管理調達課長 ただいま報告しました9台につきましては、これは本庁分でございます。本庁の公用車につきましては、管理調達課のほうでまとめて処分をすることになっておりまして、それ以外の出先機関の車両につきましては、それぞれの所属のほうで処分しているというようなことでございます。

○藤川隆夫委員 今ので分かりましたけれども、この契約相手に関しては、これは見積りとか何か、どういう形でこれは探しているかが分かれば。

○枝國管理調達課長 競争入札をかけた

募集をしたところでございます。

ちなみに、今回は5者から入札がありまして、そのうち最高の価格を提示されたところに売却をしたというところでございます。

○藤川隆夫委員 了解です。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

身内には厳しく、議会事務局……（「言わんと駄目でしょうね」と呼ぶ者あり）

○坂田孝志委員 監査委員から3つ指摘がありました。これは、お一人の方が失念したんですか、複数人ですか。

○手島事務局長 皆様方の大切な事務局を預かる身として、大変申し訳なく思っております。

今の御質問でございますが、1人の職員が担当していたものでございます。ただ、先ほど来お話しさせていただいておりますように、組織としてきちんとチェックすることができませんでしたので、責任を痛感しております。

○坂田孝志委員 何か病気か何かされたやに聞かんでもなかったですけど、どうですか。

○手島事務局長 現在、ちょっと病気で入院、治療中でございます。

○坂田孝志委員 まあ、病気ということであれば、そういう事務が滞る場合が起こると思いますから、やはり周りの人が、上司とか、そこでやっぱりきちんとやりませんといけないと思いますから、そういうことが起きないように。知事部局に対していろいろ言っていますが、足元がそういうことじゃ、これはもう本末転倒になってしまいますから、よく注意していただきたいと思います。

○手島事務局長 すみません。本当に御指摘のとおりでございまして、大変反省しております。しっかり努めてまいります。よろしく願いいたします。

○山口裕委員長 ほかにありませんか——なければ、これで出納局及び各種委員会等の審査を終了いたします。

次回、第7回の委員会は、11月18日金曜日午前10時から開会し、取りまとめを行うこととしておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、これもちまして本日の委員会を閉会します。

お疲れさまでした。

午後2時4分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

決算特別委員会委員長